

北海道議會時報

第3卷 第11號

目次

土井議員の計

議會の動き	1
・第五回定例道議會	1
・常任委員會	10
・請願・陳情	18
會合	24
・全國都道府縣議會議長會幹事會	24
・八都道府縣議會議長會	24
資料	25
・昭和26年度地方財政平衡交付金 の假決定と地方財政委員會	25
・市町村自治擁護に關する決議について	27
・教育委員會制度改革についての動き	28
・漁港の指定	29
・昭和26年度産米豫想收穫高	29
・全國都道府縣議會請願、陳情件數集計表	30
・本道町村自治體警察の廢止狀況	31
雜錄	33
・地方行政疑義問答集	33
・各省大臣、政務次官、事務次官一覽表	34
安全保障條約	35
圖書室便り	38

土井議員の訃

議員土井干海君（農協）は十月三十一日午後二時三十分急逝されたが、同日開會中の道議會本會議において、荒議員（社）より追悼演説が行われた。



故 土 井 干 海 君

追 悼 演 説

私は同僚土井議員の逝去に對しまして、謹んで追悼の辭を述べたいと存するのがあります。私どもの同僚として、多年道政のために盡瘁せられました土井議員は、本日病急にあらたまつて忽然として逝去せられたのであります。同君は昭和十五年一己産業組合事務理事に就任せられて以來、協同組合長、北海道協同組合連合會代表幹事、北海道土地改良組合連合會長を歴任せられ、本道農業協同組合の進展のために盡力せられたのであります。昭和二十二年衆望をになわれて、道議會議員に當選せられ、農民協同黨を結成せられるや、書記長、政調會長等の要職にあつて、本道政界の樞機に參與せられたのであります。本春の選舉に當り再選せられるや、道議會農政常任委員長の重責をになわれ、本道農政のために盡瘁せられました。今や本道の綜合開發もいよいよその緒につき、異數の政治的才幹を有する土井君の活躍を期待したのであります。ついに病あらたまつて長逝せられましたことはわれわれにとつて、全く哀惜慟哭の極みでございます。ここに謹んで土井君の御冥福を祈り、一言もつて追悼の演説にかえる次第でございます。

議會の動き

第五回定例道議會

第五回定例道議會は十月二十六日開會せられ、當日提出議案に對する知事の説明を聴取、議案審査のため翌二十七日休會、二十九日再開して、緊急質問、各黨代表の質疑に入り、三十日、これを了し、三十一日、各常任委員會の付託案件に對する審議結果の報告等があり、案件の全部を議了したのであるが、今回は、主として、國費補助に伴う道費追加豫算、その他の案件が審議されたもので、その間知事構想として伝えられた「北海道民主主義防衛研究會」、米麥統制撤廢反對決議案をめぐり若干の動きが見られた。

なお、今回提出せられた案件並びにその經過は、次の通りである。

▲知事から提出のあつた議案及び報告

- 議案第一號 昭和二十六年度北海道費歳入歳出追加更正豫算
- 議案第二號 昭和二十六年度北海道農產物検査費歳入歳出追加豫算
- 議案第三號 昭和二十六年度北海道有林野事業費歳入歳出追加豫算
- 議案第四號 第三九〇回北海道起債に關する件
- 議案第五號 第三九一回北海道起債に關する件
- 議案第六號 第三九二回北海道起債に關する件
- 議案第七號 北海道起債議決變更の件
- 議案第八號 北海道議會議員報酬及び費用弁償條例の一部を改正する條例設定の件
- 議案第九號 北海道教育委員會の委員の報酬及び費用弁償條例の一部を改正する條例設定の件
- 議案第一〇號 北海道教育委員會教育長の給料額及び旅費額並びにその支給方法に關する條例の一部を改正する條例設定の件

議案第一一號 北海道公安委員の報酬額及び費用弁償額並びにその支給條例の一部を改正する條例設定の件

議案第一二號 北海道選舉管理委員の報酬額及び費用弁償額並びにその支給方法に關する條例の一部を改正する條例設定の件

議案第一三號 北海道地方勞働委員會の委員の報酬及び費用弁償條例の一部を改正する條例設定の件

議案第一四號 保健所設置條例の一部を改正する條例設定の件

議案第一五號 北海道魚介類行商取締條例の一部を改正する條例設定の件

議案第一六號 北海道立農業講習所種畜使用料條例設定の件

議案第一七號 北海道緊急造林獎勵條例の一部を改正する條例設定の件

議案第一八號 北海道火氣取締條例設定の件

議案第一九號 工事請負契約の締結に關する件

議案第二〇號 工事請負契約の締結に關する件

議案第二一號 工事請負契約の締結に關する件

議案第二二號 工事請負契約の締結に關する件

議案第二三號 物件購入契約の締結に關する件

議案第二四號 物件購入契約の締結に關する件

議案第二五號 北海道産業教育審議會委員定數條例設定の件

議案第二六號 北海道産業教育審議會委員の費用弁償條例設定の件

議案第二七號 枝幸郡頓別村、常呂郡訓子府村及び札幌郡手稲村を町とするの件

議案第二八號 建築審査會委員選任につき同意を求める件

議案第二九號 北海道國民健康保險診療報酬審査委員會審査手数料條例設定の件

議案第三〇號 契約締結について同意を得るの件

議案第三一號 工事請負契約の締結に關する件

議案第三二號 工事請負契約の締結に關する件

▲議員から提出された議案、決議案及び意見案

○議案

會議案第一號 道行政事務並びに機構の適正化に必要な調査經費に關する件

會議第二號 北海道議會開議審議會規程の一部改正の件

○決議案

決議案第一號 第九回國民體育大會を北海道に開催要望決議

決議案第二號 米の統制撤廢反對並びに統制制度改革に關する要望決議

決議案第三號 燃料確保に關する決議

決議案第四號 千島列島の歸屬に關する決議

決議案第五號 米麥統制撤廢措置に對する要望決議（撤回）

決議案第六號 石炭手當及び寒冷地手當に對する非課税措置要望決議

決議案第七號 スピードスケート世界選手權大會を北海道において開催要望決議

決議案第八號 米麥統制撤廢措置に對する要望決議

○意見案

意見案第一號 遺家族等接護對策早急實施に關する意見書

意見案第二號 函館、小樽、室蘭、留萌、釧路各港を石油輸入補給基地指定、陸上及び港内施設整備に關する意見書

◎議事の經過

○十月二十六日午後二時四十一分開議、會議錄署名議員の指名、諸般の報告の後、去る九月二十七日元道會議員板谷吉次郎氏、及び九月二十八日笠島貞治氏死去に際し、それぞれ弔詞を贈呈した旨を報告、次いで總務委員會に付託の行政事務及び機構の簡素化に關する繼續調査について諮り異議なくそのことに決し、日程第一に決議案第一號を議題とし、原案を可決日程第二に議案第一號乃至第二九號、報告第一號及び第二號を議題に供し、田中知事より提案の説明を聴取、午後三時二分一旦休憩、午後五時三十三分再開、議案第八號乃至第二七號及び第二九號を議題とし、本案をそれぞれ常任委員會に付託し午後五時三十五分再び休憩、午後六時八分再開、諸般の報告の後、議案第二七號を議題とし西田總務委員長（自由）より審査の結果についての報告を聴取、本案を委員長報告通り原案可決し、議案調査のため二十七日より二日間休會することに決して午後六時十分散會。

◎昭和二十六年第五回定例道議會知事説明要旨

茲に提出いたしました昭和二十六年度北海道費歳入歳出追加更正豫算案その他についてその大要を御説明申し上げます。

先づ最初に豫算案から申上げますが各種新法規令の施行による義務的經費の増嵩等に起因して、道財政は極度に窮乏いたしましたに加えまして、近く實施を豫想せられる給與ベイス改訂に要する經費、年末手當増額に伴う經費等に對する國の財源措置が未確定の段階にあるのに稽えまして今回は全額を國庫支出金、起債その他の特定收入をもつて賄う事業費並びに當面急を要する經費に限り追加計上いたしました次第でありまして、豫算の總額は

普通會計	七億五千二百九十一萬圓
特別會計	五千八百四十五萬圓
合計	八億一千一百三十六萬圓

となるのであります。

以下普通會計の歳出の主なものから順次御説明申し上げます。

先ず全額を國庫支出金、手數料起債等の特定收入を引當てとして、追加いたしましたものといはしましては、

生活保護法の改正により十月一日から町村居住者に係る保護費はその全額を道で負擔することになりましたのに伴う經費

引揚者住宅を千戸建築するために要する經費に對する補助金 三億八千六百七十五萬圓

引揚者收容施設の補修費に對する補助金 七千六百五十三萬圓

肢體不自由者の社會的更生を圖るための身體障害者更生指導所設置費 千六百萬圓

過般新設した新得外三保健所並びに性病治療院の性病豫防施設整備等に要する經費 八百四十三萬圓

六百八十一萬圓

食糧營養研究所災害復舊費

二百四十三萬圓

優生保護費並びに優生結婚相談所費

二百六十三萬圓

高等學校改築費

一千萬圓

新制中學校整備事業費

百九十三萬圓

教育講習費

三百萬圓

復員處理費

百二十七萬圓

小樽、杵形、根室に漁業無線局を設置する經費補助金

三百四十萬圓

灌漑及び暗渠排水並びに軌道客土等國庫補助による土地改良事業施行事務費

千三百五十八萬圓

農地改革施設費

百四萬圓

亞麻特設採種圃設置費補助金

二百八十萬圓

馬鈴薯輪腐病驅除豫防費

百七十三萬圓

優良種苗普及のための馬鈴薯原々種購入費

千五十五萬圓

牛の流行性感胃豫防費

二百四十七萬圓

をそれ〴〵計上いたしますと共に

國の委託を受けて實施しております開拓關係事業經費につきましてこの程その年間交付額の決定を見ましたので、

地區開拓計畫費

五百二十萬圓

開拓財産管理費

百二十五萬圓

開拓財産賣渡事務費

四百四十三萬圓

土地連絡調査費

百十六萬圓

を追加いたしました次第であります。

次に當面緊急さしおき難い經費といたしましては、

昭和二十三年以降二十五年に亘る災害土木復舊費のうち本年度下期國庫補助交付額の確定に伴つて九千九十九萬圓を今夏發生をみた水稻稻熱病驅除豫防のための

藥劑購入費に對する三割の助成費

二千二百八十六萬圓

北海道漁業權證券資金化に關する調査條例にもとづく協議會の運營費

冬季道路除雪費

百五十萬圓

北海道農業委員會の運營費

二千七百萬圓

北海道綜合開發促進費

四百六十六萬圓

北見市に兒童相談所を設置するための經費

三百二十萬圓

留萌市外六カ所の災害救助費

二百七十七萬圓

保健所の醫療機械等整備費

百十八萬圓

職業輔導所整備擴充費

一千四百四十一萬圓

を夫々計上いたしました次第であります。

なお、緊急造林施設費千六百二十二萬圓を減額いたしましたのは、財政窮迫の現況に鑑み本事業を道有林野事業費特別會計において實施するため、同額を普通會計より減額し別案をもつて提出いたしました道有林野事業費特別會計に計上いたしました次第であります。

以上は歳出の概要を申上げたのでありますが、これに見合う歳入といたしましては

國庫支出金

六億三千九百八十四萬圓

地方財政平衡交付金

二千百萬圓

使用料及び手数料

一千二百四十萬圓

道債

五千二百萬圓

分擔金及び負擔金

六百萬圓

寄附金

九十六萬圓

雜收入

二千六十九萬圓

をそれぞれ見込み、收支の均衡を圖つた次第であります。

次に特別會計について申し上げます。先づ農産物検査費特別會計において二百二十三萬圓を追加いたしましたのは、農産物検査條例の改正によりまして、えん麥、ライ麥等の六品目が新に道營検査の對象となりましたので、これが検査費を見込んだのであります。

また道有林野事業費特別會計において五千六百二十二萬圓を追加いたし

ましたのは、御承知のとおり、本會計は從來の模範林費及び公有林費の兩特別會計を統合新設いたしましたものでありまして、この兩會計は去る八月三十一日をもつて廢止したのであります。而して前述兩會計における收支の状況を見まするに現在迄に五千六百二十四萬圓余の剰余金を生じておるのであります。一方歳出豫算の執行状況につきましては、豫定の事業が諸般の事情のため施行不能となり廢止の日において七千八百五十萬圓余の殘額を出しておりますが、この事業は、いずれも新設會計にそのまゝ引繼がれ、施行中のものでありまして、今回前述の剰余金の範圍において、事業完成に必要限度の豫算を追加し、その遂行に遺憾のないようにいたしたいと存する次第であります。なお緊急造林施設費を本會計に吸収計上いたしましたことは、さきに申上げたとおりでありますが、これ又剰余金の範圍において包括することといたしましたので御諒承いただきたいと存じます。

なお、この機會に御諒承いただきたいと存じますことは、自轉車競技費特別會計における追加豫算専決處分のことについてであります。本競技は當初國の方針にもとづき八回延四十八日間の實施を許されこの日程をもつて、豫算を編成いたしておつたのでありますが、その後において、更に二回延十二日間の會期の延長を認められましたのと、天候氣象の關係上開催最終期日が十月十四日となつておりましたので九月十七日期間延長に伴う所要經費を専決處分により追加いたしました次第であります。

しかしして競技は最終回に至つて豫想以上の賣上げを得ましたため、再び支出豫算に不足を來たすこととなり、十月十三日最終日施行のための經費の追加を必要とするに至つたのであります。

次に枝幸郡頓別村、常呂郡訓子府村及び札幌郡手稻村を町とすることに ついて御説明申し上げます。

先ず頓別村は、宗谷支廳管内の中央部に位置し面積四百二方料、戸數一千四百余戸、人口七千五百余人を擁し農業及び漁業を主として發展し農業においては、原野の開發を推進し、また漁業は頓別川口の改良工事の完成と相俟つて生産は一層増加し各種加工工業の發展とともにその將來が期待さ

れるのであります。

次に訓子府は網走支廳管内の南西部に位置し面積百九十余方料、戸數一千八百余戸、人口一萬九百余人を擁し農畜一體として發展し、また地下資源と大森林とに恵まれ各種加工工業の充實を期し、更に農業經營を合理化する計畫樹立のもとに着々とその實現を見つゝあり、農工業地として一層の發展が期待されるのであります。

次に手稻村は石狩支廳管内の中央部に位置し、面積百九方料、戸數千八百余戸、人口一萬百余人を擁し札幌、小樽兩市の地理的好條件に恵まれ、農産物の供給地として工業地帯として、將又住宅地として將來一層の發展が期待されるのであります。

以上の各村は、いずれも村民の強い要望にもとづいてこの度それぞれ町とすることを計り一層住民の自治意識を昂揚して今後の伸展を期そうとする意圖のもとに申請があつたものでありまして、道におきましても各村の實態についてそれぞれ調査いたしましたところ、いづれも「町としての要件に關する條例」に定める諸要件を具備しておるものと認められますので、ここに提案いたしました次第であります。

以上は豫算案その他につきましてその概要を申上げたのでありますがなお、詳細につきましては、御質問に應じ私又は參與員から御答辯申し上げたいと存じます。

何卒よろしく御審議の上、適當なる御議決あらんことを切望いたします。

○十月二十九日午前十一時三十分開議、諸般の報告の後、緊急質問を許し、塚田議員（勞農）から「北海道民主主義防衛研究會」について質問、これに對する知事の答辯があつて午後零時二二分一旦休憩、午後一時十七分再開、塚田議員（勞農）再質問を行い、知事の答辯の後、三室議員（自由）から「北海道民主主義防衛研究會」について質問、知事の答辯の後、更に再質問を行い知事の答辯の結果、三室議員（自由）から議事進行に關し休憩を求め發言あり、午後二時六分再び休憩、午後四時三十四分再開、三室議員（自由）から、公人としての知事の態度について、西田（正）議員

(民主) から、知事の政黨所屬及び思想の明確化について質問、知事からそれぞれ答辯あり、次いで、日程第一、議案第一號乃至第七號を議題に供し本案に對する各黨代表の質問に入り、田呂議員(農協)の質問、これに對する知事、總務部長事務取扱よりの答辯があつて午後六時四分散會。

○十月三十日午前十一時五十三分開議、諸般の報告に次いで一般質問を續行、大久保議員(民主)、新川議員(勞農)、旭議員(自由)、吉田(豊)議員(自由)よりそれぞれ質問があり、知事並びに關係參與員の答辯あつて、質疑終結のことに決し午後五時四十三分休憩、午後六時三十分再開、議事の進行上午後六時三十一分散會した。

○十月三十一日午後二時四十五分開議、諸般の報告に次いで、日程第一議案第一號乃至第七號を議題とし、本案はいずれも委員會の審査を省略し原案の通り可決、日程第二、議案第八號乃至第二六號及び第二九號を議題に供し、各付託委員會の議案審査の経過及び結果について次の通り報告、

1、安達總務副委員長(自由)は、議案第八號乃至第一三號については、施行期日を昭和二十六年十月二十六日から適用することに修正可決、同第二六號については原案可決。

2、田中衛生委員長(自由)は、議案第一四號及び、第一五號について原案可決。

3、秋山農政副委員長(農協)は、議案第一六號については原案可決、第二三號及び第二四號については同意可決。

4、西川林務委員長(民主)は、議案第一七號について原案可決。

5、本多民生委員長(農協)は、議案第一八號及び第二九號について原案可決。

6、旭建築委員長(自由)は、議案第一九號乃至第二二號について同意可決。

7、林文教副委員長(民主)は、議案第二五號について原案可決。

ついで各案いずれも委員長の報告どおり可決、日程第三、議案第二八號を議題とし、本案は直ちに同意可決、日程第四、報告第一號及び第二號を

議題とし、本案はいずれも委員會の審査を省略し承認することに決し、午後三時十分休憩、午後九時五十六分再開、諸般の報告の後、議員土井干海氏(農協)の逝去について報告、荒議員(社會)から土井干海氏逝去に對する追悼演説があり、ついで、水産部長から昨十月三十日旭議員(自由)の質問に對する答辯について發言を求め、答辯中一部誤解を招く點を取消併せて補正答辯を行つた。終つて日程第五、決議案第二號を議題とし、提案者西村議員(社會)の趣旨辯明があつて、討論に入り、中牧議員(自由)反對、若林議員(社會)賛成、和平議員(勞農)賛成の討論があり、起立の方法による採決の結果、原案賛成者起立少數をもつて否決、日程第六、決議案第三號、日程第七、決議案第四號及び、日程第九、決議案第六號及び第七號は、いずれも書記をして案文を朗讀せしめ、提案者の趣旨辯明、委員會の審査を省略し原案の通り可決、ついで日程に決議案第八號を追加議題とし、委員會の審査を省略、提案者武田議員(農協)の趣旨辯明があり、これに對する西村議員(社會)の質疑があつて、討論に入り、井野議員(社會)反對、天谷議員(農協)賛成の討論があり、起立の方法による採決の結果、原案賛成者起立多數をもつて原案通り決定、日程第一〇、意見案第一號及び第二號を議題とし、兩案とも原案可決、日程第一一、會議案第一號及び第二號を議題とし、兩案とも直ちに原案通り可決、日程第一二、選舉管理委員補充員選舉の件を議題に供し、議長指名推選のことに決し、菊地三之助、新保福治、佐久間貞江、平田助市、館俊三、高山治郎の諸氏を議長から指名、これを當選者と決し、補充順位は議長指名の順位によることを決した。日程第一三、請願審査の件及び日程第一四、陳情審査の件を一括議題に供し、本件はいずれも各委員會の報告の通り決定、日程第一五、議案第三〇號乃至第三二號を議題に供し、本案は、いずれも委員會の審査を省略して、同意可決、以上で案件の全部を議了し午後十一時三十五分開會。

意見案は次の通りである

文教委員長 糸川章夫君提出

國民體育大會の北海道開催に關しては、既に第四回以來名乗を擧げ、本議會においても、爾來毎回その實現を要望しているところであるが、未だこれに要望の達成に至らないことは洵に遺憾とするところである。

今や北海道は日本再建のホープとしてその開發が大きく取上げられてゐるが、その實態を廣く全國のスポーツ界に紹介し、スポーツの振興を通じて、北海道の眞姿に理解を得るの機會は、體育の大祭典である國民體育大會の開催に俟つこと甚だ大であり四百三十萬道民は、官民相呼應し、誠意を以つて一切の施策に遺憾なきを期し、冬季、夏季、秋季の本大會を一舉に北海道において開催せられることを熱願してゐる。

依つて近く開催地の決定せられる昭和二十九年の第九回國民體育大會については是非北海道において開催せられるよう茲に本議會の決議を以つて要望する。

昭和二十六年十月二十六日

北海道議會議長 蒔田 余吉

日本體育協會々長
文部大臣
厚生大臣
各通
右決議する。

北海道議會

提出者 議員 岩 田 留 吉

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 議員
西 井 三 村 兒 笠 棚 武 森 山 西 平 坂 岩 岩
村 野 室 山 玉 井 川 田 川 内 田 野 東 本 田
武 正 光 喜 由 幸 忠 治 正 榮 浩 政 留
夫 揮 雄 作 一 衛 雄 作 清 廣 一 次 一 一 吉

本道における冬季家庭用燃料は生活必需物資として一度需給不圓滑となれば、重大なる社會問題を惹起することは論を俟たないところである。

然るにこれが確保上最も重大なる關係を有する石炭の需給狀況は、朝鮮動亂以來特需、或は電力危機突破のための需要等大口需要が増大し零細なる需要面たる家庭暖房用には資金難等も關係し甚だ不圓滑なる事態となり、今や嚴寒期を目前に控え重大なる社會問題發生をすら憂慮せられる實情である。

依つて、道當局は事態の重大性に鑑み石炭の外薪炭等を加えた総合的燃料對策委員會を設置して速かに適當なる對策を講じ、道民の生活不安を一

掃されるよう強力なる措置を講ぜられたい。

昭和二十六年十月三十日

北海道知事 田中敏文宛
右決議する。

北海道議會議長 蒔田余吉

北海道議會

決議案第四號

提出者 議員 岩田留吉

同 議員 岩田留吉
同 議員 坂東浩一
同 議員 平野榮次
同 議員 山西正一
同 議員 山内清廣
同 議員 森川治作
同 議員 武田忠雄
同 議員 棚川幸衛
同 議員 笠井由一
同 議員 兒玉喜作
同 議員 村山光雄
同 議員 三室正雄
同 議員 井野武夫
同 議員 西村武夫

千島列島の歸屬に關する決議

今次締結された平和條約第二條C項により千島列島に對する主權を放棄

したが、放棄後の歸屬については何らの規定がない。

色丹島を含む齒舞諸島が、千島列島に非ざること、桑港會議におけるダレス聲明によつて明らかにされ、これが日本領土たることをわれらは確認した。

千島列島は歴史内にも國際的にも日本國の傳統的領土たるは全世界の公認するところであり、暴力および貪慾により略取したものではない。既にしてポツダム宣言において連合各國は領土不擴充の大原則を聲明しており、これによると、千島列島が日本國に歸屬さるべきものとわれらは期待している。

千島列島はわれらの祖先が永きに亘る血と汗の努力によつて開拓せられた日本民族の傳統的領土である。そしてこれを日本國に歸屬することは、世界恒久平和の礎石となるべきをわれらは信ずる。

われらは和解と信頼の友好關係は國際正義の遵守によつてのみ樹立せられるものと確信する。

よつてここに千島列島歸屬の悲願達成に適切かつ有効な措置を講ぜられんことを本議會の決議をもつて懇請する。

昭和二十六年十月三十一日

北海道議會議長 蒔田余吉

内閣總理大臣
外務大臣
衆議院議長
參議院議長
各 通

右決議する。

北海道議會

決議案第六號

總務委員長 西川信一君提出

石炭手當及び寒冷地手當に對する非課税措置要望決議

國家公務員に對する寒冷地手當及び石炭手當の支給に關する法律の本旨は地域の氣象條件の特殊差により當然生ずる冬季若しくはその準備期間内において生活費の増加を給與の面で調整しようとするものであるが、これが支給に當つて所得税法等三十八條により課税される結果特殊手當としての本旨に著しく反し實情にそわぬものがある。

よつて所得税法第六條の非課税所得の特別法として國家公務員に對する寒冷地手當及び石炭手當の支給に關する法律(昭和二十四年法律第二百號)寒冷地手當及び石炭手當の非課税規定を加え、以つて本手當に對する非課税措置を講ぜられたいのである。

茲に本議會の決議を以つて要望する。

昭和二十六年十月三十日

北海道議會議長 蒔田 余吉

内閣總理大臣
大藏大臣
衆議院議長
參議院議長
各 通

右決議する。

北海道議會

決議案第七號

スピードスケート世界選手權大會を北海道
において開催要望決議

戦後におけるスポーツの復興は洵に目ざましいものがあり、スポーツを通じて國際間の親善を圖り相互に理解と融和を圖ることは現下の我が國情に照し將又文化的平和國家として發足した日本の將來に鑑み洵に意義深い

ことと云わなければならない。

曩にスイス國ダボスにおいて開催のスピードスケート世界選手權大會に我が北海道が生んだ代表選手が活躍し、單にスポーツ界の話題となつたばかりでなく、有形、無形のスポーツ外交に果した役割は亦少しとしない。未だ一回もスポーツ世界選手權大會の開催されたいのない我が國にこの際スピードスケート世界選手權大會を誘致せられスポーツ復興の魁たらしめるとともに日本に開催せられる場合は本大會開催上最も好適な條件を具備する北海道においてこれを開催するようわれらは念願している。

ここに本議會の決議を以つてこれが實現を要望する。

昭和二十六年十月三十一日

北海道議會議長 蒔田 余吉

日本體育協會々々長
日本スケート連盟會長
文部大臣
厚生大臣
各 通

右決議する。

北海道議會

決議案第八號

議員 武田治作君提出

米麥統制撤廢措置に對する要望決議

現行における米麥の統制方式は一般道民の食生活の上からも不合理であり、更に又農家經濟をも破壊し然も農民の自主性を没却せる強權制度であつて生産意慾を萎縮せしむるものである。然しながら何等の措置なく之が統制を撤廢することは本道の需給現況から見て生産並びに消流秩序を亂し民生の不安定を招來することを懸念しなければならない。

ついては本道の需給事情の特殊性に鑑み生産者に對しては缺狀價格差を

防止し再生産を可能ならしむる方途として價格支持制度金融措置等を講じ協同組織を活用し消費者に對しては食生活の安定を維持するため絶對量の確保と圓滑なる消流を期する施策を講ずるよう要望する。

昭和二十六年十月三十一日

北海道議會議長 蒔田 余吉

内閣總理大臣
農林大臣
大藏大臣
衆議院議長
參議院議長

各 通

北海道議會

意見案第一號

民生委員長 本多吉江君提出

遺家族等援護對策早急實施に關する意見書

戰歿軍人、軍屬の遺家族及び傷疾による不具廢疾等の戰爭犠牲者に對し生活保證の援護對策を早急に實施せられたい。

理 由

我國における過去の兵役は國民の義務とされ、これに服することによつて、その尊き生命を國家のために携げ或は戰傷病のため不具廢疾となつた戰爭犠牲者については、戰爭の結果如何によつて云々せらるべき性質のものでなく、國家は當然これ等の犠牲者に對し敬弔の意を表するとともに、充分の補償を與えるべきであるにも拘らず敗戰の結果一時的措置とはいひながら當然果さるべき國家の責任が何等の特別なる對策として具現されなかつたためにこれら戰爭犠牲者の生活保證上欠けるところ甚だ多かつたことは遺憾とするところである。

然るに近時政府においては、本件を眞剣に採り上げその法制化に向い準備を進めつつあるやに仄聞するが一日も速かにこれ等諸對策の急速實現を圖り戰爭犠牲者に對する生活補障の完璧を期せられたいのである。

右地方自治法第九十九條第二項により意見書として提出する。

昭和二十六年十月三十日

北海道議會議長 蒔田 余吉

内閣總理大臣
厚生大臣
大藏大臣
地方自治廳長
衆議院議長
參議院議長

各 通

意見案第二號

商工委員長 宮坂壽美雄君提出

函館、小樽、室蘭、留萌、釧路各港を石油輸入補給基地指定、陸上及び港内施設整備に關する意見書

一、北海道の開發と産業經濟の振興のため、函館、小樽、室蘭、留萌、釧路各港を石油輸入補給基地として指定するとともに必要な陸上及び港灣施設を整備せられたい。

理 由

從來我が國における石油輸入基地は東京、横濱、神戸であり、これを中心として國內輸送をなしているが、このため輸入基地より遠隔地の石油消費者なかならず北海道における消費者は、その間の輸送費その他を負擔することとなり、京濱地區に比し現行價格においては一キロリッター當り揮發油三、四九二圓高、重油二、七四〇圓高、平均三、〇〇〇圓高の價格差を示しこれを年間需要量についてみるとき實に莫大なる負擔増となつてゐる。

従つて本道の産業は自然コスト高となりあらゆる産業の振興を阻害し、その影響は甚大である。これが解決のため大型船による直輸入を行うことが必須の條件であることは論をまたないところである。

依つて重要港灣として指名されている函館、小樽、室蘭、釧路の外留那の五港を石油輸入及び補給基地として指定され、これに必要な陸上及び港灣諸施設を整備せられるよう要望するものである。

右地方自治法第九十九條第二項の規定によりこれを提出する。

昭和二十六年十月三十日

北海道議會議長 詩 田 余 吉

運輸大臣
建設大臣
通商産業大臣
北海道開発廳長官
地方自治廳長官
衆議院議長
參議院議長
各 通

常任委員會

▲議會運營委員會

○十月二十六日午前十時開議、次の事項を決して午前十一時四十五分休憩。

- 1 開議は、午後二時三十分とする。
- 2 議事日程としては、先ず、九月中逝去せる板谷、笠島兩氏に弔詞贈呈の件を報告、次いで總務委員會行政事務簡素化に關する調査の繼續決議決議案第一號を即決、議案第一號乃至第二八號及び報告第一號、第二號を一括議題とし知事の説明を求め、一旦休憩する。

3 議案第二七號は、急を要するものと認めるので、その後直ちに再開し

他の議案とともに各關係委員會に付託する。

- 4 議案第二七號については、付託委員會審査の結果を待つて再開し本日にこれを決定する。

- 5 會期は、中央との豫算折衝等の關係もあり、努めて短期間で終るようにする。

- 6 選舉管理委員補充員の選舉については、各派から一名を推選し、順位は、くじで決め、方法としては、議長指名推選の形で行う。

- 7 航空路開設に伴なう議會用務のための利用については、原則として、眞に緊急用務を帯びた、議長、副議長及び議會代表としての議員の範圍に止めることとする。

- 8 開發費豫算折衝代表の銓衡については、各黨代表一〇名程度とする。
(各黨の比率は自由三、農協及び社會各二、民主、公正、農勞各一)

- 9 議事堂附屬建物の使用區分については、各黨において検討の上意見を纏める。

午後三時二十分再開、議案審査のため明二十八日を休會とし、三十日再開することを決定、議案付託の方法につき各黨内の意見を纏めるため午後三時四十分再び休憩、午後四時三十分再開して、次のことを決し、午後五時十五分散會。

- 1 議案は關係委員會にそれぞれ付託する。

- 2 緊急、質問及び大體質疑は、三十日で終るようにする。

- 3 現在までの通告は、緊急質問、塚田議員(勞農)、三室議員(自由)、大體質疑、田呂議員(農協)、大久保議員(民主)、新川議員(勞農)、旭議員(自由)で、時間の制限は行わず、順位は、緊急質問は通告の順位、大體質疑は、會期毎に多數黨より輪次持廻ることとし、前回第一順位の自由黨は最終とし、農協黨、社會黨、民主黨、公正クラブ、勞農黨の順、隨つて次期會期においては社會黨、その次は民主黨の毎く順次第一順位を持廻る。

○十月二十九日午前十時四十分開議、次の事項を決して午前十一時十五

分休憩。

1 燃料確保について、決議案を議會運営委員會として、提案する。

2 本會議は十一時三十分開議、緊急質問終了後、議運を再開する。

なお、理事者より議會の會期、次期議會の見通しから、寒冷單作地帯に對する助成金及び、融雪災害の補助が決定した場合、この助成金及び、補助の範圍においての事決處分について了承を求めた。午後四時五分再開、西川(正)議員(民主)の緊急質問通告について諮り、これを三室議員(自由)の發言に續いて行ふことに決し、午後四時二十五分散會。

○十月三十日午前十時五十分開議、次の事項を決して午前十一時十分休憩。

1 開會は、午前十一時四十分とする。

2 質問の順位は、大久保議員(民主)、新川議員(勞農)、旭議員(自由)、吉田(豊)議員(自由)とし、終了後直ちに休憩し、議運を開く。

3 開發審議會常任委員、綜合開發促進委員及び審議會參與の調整について各黨の意見を纏める。

午後五時三十五分再開、次の事項を申合せ、又は決して午後六時十五分散會。

1 會期は、議事の進行上、一日延期する。

2 豫算は、委員會付託を省略し、明日一括決する。

3 開發審議會關係の調整については

イ 議會開發審議會常任委員の中から、他の委員、參與を兼ね合わすようにする。

ロ 開發審議會參與の各黨割當は、現在の比率による。

ハ 綜合開發促進委員會委員は、特に委員を挙げず右の參與を除く常任委員の中から現在の比率により、その都度々々の情勢により決する。

ニ 議會開發審議會常任委員の定員は三一名とし各黨割當は、自由八、農協七、社會七、民主四、公正三、勞農二とする。

以上の線を中心として、各黨の意見を纏める。

4 明日午前九時半から、開發費豫算折衝上京議員の打合せを行う。

5 議運の管外視察につき希望があれば申出ること。

6 上京中の宮城議員より青函連絡運賃につき、旅客運賃は全國並、貨物については條件附で可決した旨の連絡があつた。

○十月三十一日午前十時四十五分開議、次の事項を決して午後零時五十分休憩。

1 日程を次の通り決した。

日程第一として、議案第一號乃至第七號を議題とし、委員會の審査を省略し決定する。

日程第二として、議案第八號乃至第二六號及び、第二九號を議題とし、各付託委員會の審査結果の報告を求め、これを供する。

日程第三として、議案第二八號を同意可決する。

日程第四として、報告第一號及び、第二號を承認決定する。

日程第五として、決議案第二號を議題とし、提案者の趣旨辯明を行い、討論の通告があるのでこれを許し、討論終結をもつて、起立の方法による採決を行う。

日程第六として、決議案第三號
日程第七として、決議案第四號
日程第九として、決議案第六號及び第七號は、いずれも書記をして案文を朗讀せしめ、趣旨辯明、委員會の審査を省略して決定する。

なお、日程に決議案第八號を追加し、委員會の審査を省略、提案者の趣旨辯明後、質疑、討論を許し、後、起立の方法による採決を行う。

日程第一〇として、意見案第一號及び、第二號を決する。

日程第一一として、會議案第一號及び第二號を決する。

日程第一二として、選舉管理委員補充員選舉の件を議題とし、各黨推薦の通り議長指名推選の形で行く。

日程第一三 請願審査の件。日程第一四 陳情審査の件は、一括議題とする。

2 議事堂附屬建物の使用區分については、議長及び事務局に委せるが、必要により各黨議員會長に協議することとする。

午後九時再開、次のことを決して午後九時四十五分散會。

2 決議案第二號及び第八號に對する質問、討論の順位を決定。

次いで議事に入る。

4 土井千海氏に對する弔慰の方法については、規定通りによることを確認、取扱については議長、副議長、會長及び、事務局に委す。

5 開發審議會常任委員等については、別表の通り決定する。

○十月五日午前十一時二十分第一委員室にて開議、十月六日より本廳經濟部、石狩支廳の行政機構及び事務の簡素化の實地調査について日程を決定し、午前十二時散會。

○十月十六日午前十一時三十分第一委員室にて開議、委員長より訓子府村、手稻村の町制施行の實地調査を施行する旨を述べ、訓子府村については十七、十八、十九日の三日間手稻村については十七日に調査することと

北海道議會開發審議會常任委員
北海道綜合開發促進委員會委員
北海道開發審議會參與

し、来る二十日午前十時に實地調査の報告と行政機構の問題について總務委員會を開催する旨を告げ、午前十二時散會。

○十月二十日午前十一時第一委員會室にて開議、委員長より、先般道銀より陳情のあつた、道第二金庫取扱については、拓銀支店のない處に設置されて居る道銀支店に對し、金庫事務を取扱う事が出来るように決つたこと及び先日上京中行政簡素化問題について見聞した事情、又道の執行部と共に財政問題について折衝した旨の報告があり、ついで道の豫算二割節減方について説明を求めたが、野口副知事より二割節減は主として事務費であり事業費は不要不急のものは検討しているが、議決の趣旨に反しないようにしている旨の答辯あり、林委員より訓子府村の町制施行に對する調査についての報告後、山田信一郎氏から手稻村町制施行反對の陳情を聴取、この問題について各委員よりそれぞれ意見の交換があり、一應十月二十二日再調査することに決定、午後三時三十分散會。

○十月二十四日午前十一時三十分第一委員會室にて開議、北海道の治安問題について山田國警札幌管區本部長より詳細な説明があり、これに關連し警察法改正に伴う國警、自治警の問題、現在の警察行政の運営管理について夫々質疑應答があり午後零時三十分休憩、午後一時十五分再開、手稻村町制施行に對する問題を議題に供し、實地調査の状況について安達委員より、賛成側と反對する一部團體との間の對立があり、これが調整に對しては困難な状態にある旨報告、この問題については明日再び検討することとし、ついで行政機構及び事務の簡素化の問題について、先日モデル調査した經濟部及び石狩支廳班から夫々報告あり、今後の方針等を検討、理事者側の意見をも聽して、出先機關、府縣の状況及び中央の方針等をも考慮に入れて進めて行きたい旨の意見もあり、改めて明日方針の大綱を決定することとし、午後四時十五分散會。

○十月二十五日午後一時三十分第一委員會室にて開議、開議に先立ち頼別村長より町制施行に關する陳情を聴取、先日來検討中の手稻村町制施行については賛成側代表と反對側代表から夫々陳情があり、又理事者側の意見

をも聴取、委員長より賛否の決定は議會より付託されてからすることとし、ただ町としての資格の有無について各委員の意見を纏めておきたい旨を諮つたところ、全委員資格については、異議がないことを認めた。ついで第五回道議會提出議案について理事者から説明を聴取、質疑應答あつて午後五時散會。

○十月二十六日午後五時三十分第一委員會室にて開議、第五回道議會總務委員會付託議案第二七號枝幸郡頼別村、常呂郡訓子府村及び札幌郡手稻村を町とするの件を議題に供し、全員異議なく原案どおり決定、ついで平衡交付金、其他の財政問題について中央へ折衝のため委員三名を派遣することを決定、更に行政機構及び事務の簡素化についての調査に要する經費不足のため、これが追加五十萬圓を決定、午後六時十分散會。

○十月三十日午前十時五十分第一委員會室にて開議、付託議案第八號乃至第一三號は各種委員會の費用辯償中航空路の開設に伴い航空賃を支給し得るようにするもので以上六件一括議題に供し、その施行期日についてのみ昭和二十六年十月二十六日より適用することに夫々修正可決、議案第二六號北海道産業教育審議會委員の費用辯償條例設定の件を原案通り可決、ついで請願、陳情の審査に入り、請願第一九〇號地名起源の調査研究の件は漠然として請願の意味、内容がはつきりしないので調査保留、陳情第二〇五號、同第二〇六號、同第二二五號町制施行の件は過般決定済なので會議に附するを要せざるものとし、陳情第二一四號豊富村字有明部落を稚内市に編入の件外一件（第二二二號）を調査保留、陳情第二二〇號地方債枠増額の件外二件を採擇に決し、更に參考送付になつてゐる全官公勞働組合議長提出の寒冷地手當、石炭手當に對する非課税措置の陳情は決議案として取上げること決定、午前十二時散會。

▲文教委員會

○十月十六日午後一時五十分第一委員會室にて道教育委員との合同協議會を開催、僻陋地教員の特別給與、盲、聾、啞學校の設備改善、學校防火設

備改善、機構改革等について協議し、今後更に研究することとして午後四時三十分散會。

○十月二十四日午前十一時第一委員室にて開議、西田委員より今回廣島で國體が二十七日から五日間開催され、其の間に第九回の國體開催地が決定されるが、第九回國體は北海道に誘致したいので猛運動をしなければならぬ旨の要望があり、全委員賛成、派遣委員に糸川文教委員長、西田（信）、高田兩委員の三名を決定し、これが決議文を關係方面に提出することとした。更にスピードスケート世界選手権大會を日本に招致し開催場所を北海道で行いたい旨の要望があり、この問題については次回に於て検討することとし、午前十一時三十分散會。

○十月二十七日午前十一時三十分教育委員會教育長室にて開議、開議に先立ち民事部ヘイガー教育課長から會見申し入れがあり、これが面接については全員賛成、北海道の教育特に、教員の資質向上、校舎の整備、財政の具體的問題について種々、意見の交換がなされ再會見を約して終つた。續いて付託議案、請願、陳情の審査に入り、付託議案第二五號、北海道産業教育審議會委員定數條例について質疑應答があり原案どおり可決、ついで付託請願第一七四號、歌志内町立高等學校、同第一七九號沼田町立高等學校道立移管の件を調査保留、第一八九號を採擇し、ついで陳情の審査に入り、陳情第二一五號社會教育費増額の件を採擇と決定、更に學校整備について一億五千萬圓の枠を二億五千萬圓に擴大するの件は、次回の文教委員會にて慎重検討することにして、午後三時三十分散會。

○十月三十日午後零時十分第一委員室にて開議、付託請願、陳情の審査に入り、請願第二〇〇號苫小牧市に職業高等學校新設の件を採擇、同第二〇一號苫小牧高等學校に綜合クラブ活動教育の設置の件外二件（第二〇三號、第二〇四號）は保留、陳情第二三七號、同一市町村内の勤務地移動に伴う旅費支給の件を採擇し、ついで高等學校整備の問題を議題に供し、種々論議が交され、「現在進行しつゝある二億五千萬圓の枠は其の儘中止せず、財政當局と教委と相協力、混亂を來さないようにし、最も近い將來に

おいて適切な措置を講ずる」と言うことにつき財政當局の確認を得ることに決定し午後零時五十分休憩、午後四時五十分再開、午前中の學校整備の件については財政當局より「御趣旨は了解した、但し現在の段階に於て種々の觀點から検討し得るものは教育委員會と協議して進めたい」旨の答辯あり委員長より「銀行交渉に於て貯蓄組合推進にも支障のない様に財政、教委兩當局に任せたい」旨を述べ、ついでスピードスケート世界選手権大會本道開催についての決議案提出を全員異議なく決定、午後五時三十分散會。

▲労働委員會

○十月一日午後一時三十五分第二委員室にて開議、炭労十月賃金交渉を巡る爭議、家庭用炭の需給狀況、労働關係法要綱試案について理事者より説明を聴取、家庭用炭確保懇請を労働大臣、日本石炭協會、石炭産業連盟等に對してなし、早急解決依頼するとともに、補導事業に對する豫算獲得に委員を中央に派遣することに決定、午後三時六十分散會。

○十月二十七日午前十一時三十分第二委員室にて開議、付託陳情審査に入り、陳情第一七八號室蘭市海員會館設立に對する道費助成の件、陳情第一八二號失業對策の件を採擇、ついで労働部長より追加豫算として提案した職業補導所費四九五萬圓についての説明を聴取、午前十一時五十分散會

▲商工委員會

○十月二十七日午前十一時五十五分第二委員室にて開議、付託請願及び陳情の審査に入り、請願第一七八號北日本セメント株式會社土別工場再建に對し道費より二千萬圓助成の件を調査保留とし、陳情第一八四號製粉機械貸付の件外一件（同第二一九號）を保留と決定した。ついで商工部長より家庭暖房炭確保對策に對する現在までの経過を説明、これに對する質疑應答の後、「燃料對策特別委員會」を議會として取上げるよう議會運営委員會に申入れすることに決定、道營電源開發及び北海道工業試験場留萌支場の視察、土別セメント工場の調査を決定して午後零時四十五分散會。

○十月三十日午前十一時二十五分第二委員室にて開議、付託請願審査に入り、請願第二〇二號天然瓦斯開發に關する助成並びに機械貸與の件は不採擇、請願第二〇五號函館、小樽、室蘭、留萌、釧路、各港を石油輸入補給基地指定及び陸上港内施設整備の件について松澤函館市助役より陳情を聴取の上本件を採擇とし、なお函館市において關係方面に連絡の上了解を求められることとして意見案を提出することに決定、午後零時五分散會。

▲農政委員會

○十月一日午前十一時第一委員室にて開議、委員長より水稻苗代設置補助打ち切り及び單作地帶豫算獲得についての中央の状況報告あり、又大鹽經濟部長より昭和二十七年農業關係國費豫算（一、農産課一般事業 二、北海道農業振興費 三、單作地帶對策豫算）折衝の概要について説明があり、ついで水稻溫床苗代設置、心土耕、混層耕補助、單作地帶畜産關係豫算についての質疑應答が行われた。續いて指導連より特殊大豆粕の中毒による乳牛弊死疾患等の被害に對する道費助成方について、又日甜會社より甜菜糖業の振興對策についてそれぞれ陳情があり午後零時三十分休憩、午後一時四十分再開、經濟部長より二十七年農業關係國費豫算及び糖業法案に對する、本道の要望事項に關し、これが折衝委員派遣方並びに北海道農業振興對策委員會設置に伴う委員の選考につき要請があり、折衝上京委員に秋山、兒玉、三澤の三委員、農業振興對策委員に秋山、兒玉、朝倉、三澤、和平、平野の各委員を決定した。又佐伯畜産課長より家畜保健衛生設置豫定割當、及び二十六年度貸付牛各支廳割當頭數について説明あり、ついで九月一日より三日間にわたる豪雨被害農耕地に對する對策、大豆粕中毒事件に對するこれが對策委員の活動など種々意見があつて午後四時散會。

○十月二十七日午後一時二十分經濟部長室に於て開議、部長より砂糖法制定に關する中央折衝の状況について説明があり、委員長より農業關係豫算（二十七年）と共に兩運動の必要を諮り上京委員の派遣を決定した。つ

いで付託議案の審議に入り議案第一六號北海道立農業講習所種畜使用條例設定の件外二件（議案第二三號及び第二四號）を原案の通り可決、午後二時五十分散會。

○十月三十一日午後一時二十分第二委員室にて開議、付託請願及び陳情を議題に供し、請願第一七三號訓子府村に道立農業試驗場北見支場設置の件外一件（請願第一八六號）を調査保留、請願第一九三號傳馬殺處分補助の早期交付の件外一件（請願第一九四號）を採擇、陳情第一七九號土士幌村に家畜保健衛生所設置の件外二件を保留、陳情第一八九號上川地方畑作地帯に農業試驗地設定の件外一〇件を採擇して、午後二時四十分散會。

▲衛生委員會

○十月一日午後四時第一委員室にて開議、道内の衛生施設状況調査を行うことを諮り道東、道南の二班に分け實施することに決し各派遣委員を決して午後四時二十分散會。

○十月二十七日午後三時十五分衛生部長室にて開議、委員長より過般新聞に報道されたボツリヌス菌について、食品關係者間に大きな波紋を投じている旨を述べ、これに對する説明を理事者に求め、衛生部長より菌の檢索は、その後も續けられており未だ研究の段階にあるもので、部内の連絡不十分からボツリヌス菌と判明したように報道されたことについて深く責任を感じている旨の答辯あり、ついで議案の審議に入り議案第一四號保健所設置條例の一部を改正する條例設定の件外一件を原案の通り可決、更に千歲町に居住する賣春婦の性病對策について質疑應答の後、衛生部長より今次衛生部關係豫算の概要について説明があり終つて乙部村長より乙部村字豊濱無醫部落に道立診療所設置方についての陳情を聴取、午後四時三十分散會。

○十月三十一日 午前十時四十五分第二委員室にて開議、付託請願及び陳情の審査に入り請願第一二一號北海道調理士條例設定の件外二件を採擇、請願第一五八號北海道製藥株式會社に對し道費より補助又は融資の件

は不採擇、陳情第一八三號札幌市に結核アフターケア施設設置促進の件外五件を採擇、ついで地方衛生部機構縮小については小委員を擧げて検討することとし、更に各地の診療所の施設無醫部落の解消など夫々質疑應答があつて、午後零時五十五分散會。

▲水産委員會

○十月二十七日午前十一時五分水産部長室にて開議、付託請願及び陳情の審査に入り請願第一七七號香深村元地港を避難港に指定の件、外一件（第一九二號）及び陳情第二〇七號函館水産振興協議會對し補助金交付の件外一件（同第二一〇號）を採擇、陳情第二〇九號漁業許可料免許の件外一件（同二一二號）を保留と決定、ついで漁業權證券資金化對策の現況及び、機船底曳網漁業の入會經過並びに第五回定例道議會提案昭和二十六年度追加豫算について夫々質疑應答があつて、午後一時三十分散會。

○十月三十日午後五時第二委員室で開議、水産部長より漁業取締船建造は物價値上がりのため既に豫算では困難であるが、現狀としては既決豫算の範圍内に於て工事を進め、なお不足額については財政狀況とにらみ合せて追加豫算によること及び造船契約は函館ドックにしたい旨の發言がありこれを了承、次で水産部長より孵化場移管問題について、水産廳としては孵化事業は國で行い、捕獲事業は道で行うことの二本建に考へている旨の説明があり、この事情を聴取して、午後六時五十三分散會。

▲民生委員會

○十月六日午前十一時第一委員室にて開議、開議に先立ち民生部長新任の挨拶があり、ついで先日道東、道北方面における民生狀況視察の報告が委員よりなされ、その狀況について要請及び意見を理事者に求め、これが善處方を要望した。ついで民生關係國費豫算折衝のため上京委員三名を決定、午後一時十五分散會。

○十月二十五日午前十一時三十分第二委員室にて開議、委員長及び民生部長より國費豫算に關し折衝經過の報告あり、ついで民生部長より第五回

定例道議會追加豫算、消費生活協同組合資金貸付狀況、道遺家族福祉對策審議會、道火氣取締條例制定、道國民健康保險診療報酬審査委員會審査手数料條例制定等の説明を聴取、これに對し質疑應答があつて條例案については更に次回改めて審議することに決し、午後三時二十五分散會。

○十月二十七日午後二時三十分民生部長室にて開議、付託議案の審査に入り、議案第二九號北海道國民健康保險診療報酬審査委員會審査手数料條例制定の件外一件（同第一八號火氣取締條例制定の件）を原案可決、ついで委員長より中央に於ては遺族保護法案について検討中であるが、本道としてもその對策として遺族對策審議會において豫て審議中の答申案が、知事に提出され、これを中央へ要望する段階にあり、本委員會においてもこれを強力に採り上げる爲、意見案として提案したい旨を諮り全員異議なくそのことに決定、更に國費豫算折衝委員三名を選任、午後四時散會。

▲開拓委員會

○十月十日午前十時二十五分第一委員室にて開議、開拓部長より部の機構改革及び、課長の異動について説明があり、拓務、土地改良の豫算係より、昭和二十六、七年度事業豫算について説明を聴取、これに對する質疑應答があり、ついで開拓會館運営審議會委員を選任、後志、檜山、渡島支廳管内における開拓及び土地改良地區の調査を十月十五日より二十二日迄八日間の豫定を以て調査することを決定、十月十六日、十七日の兩日衆議院會館にて開催される全國土地改良促進都道府縣議會議員大會に田呂（農協）岡林（社會）、吉田（豐）（自由）の三委員を派遣することに決定して午後四時一分散會。

○十月三十日午前十時三十分開拓部長室にて開議、田呂委員（農協）より十月十六、七の兩日東京において開催された。全國土地改良促進都道府縣議會議員大會における經過報告があり、次いで付託請願及び陳情の審査に入り、請願第一八七號道田計畫に對する道費助成の件外二件及び陳情第一八六號水害に對する緊急援助對策の件外二件を採擇、請願第一八八號開

發局設置に伴う開拓關係人員配置の件を保留と決定、開拓部長より中央における豫算折衝について協力方要望があつて午前十一時四十分散會。

▲林務委員會

○十月二十七日午前十時五分林務部長室にて開議、議案及び陳情の審査に入り、議案第一七號北海道緊急造林獎勵條例の一部を改正する條例設定の件を原案の通り可決、陳情第二〇三號増毛町並びに濱益村を道立公園に指定方についての件は保留に決定した。ついで林務部長より上京中の折衝經過について説明あり、午前十一時二十分散會。

○十月三十一日午前十一時三十分第一委員室にて開議、付託請願及び陳情の審査に入り、請願第二二一號海岸防砂林及び防風林設置の件並びに陳情第二二八號林道施設補助工事施行の件外四件を採擇、十一月八日より十日迄、幌加内、朱鞠内地區の林務狀況調査を實施することに決定、十二時四十分散會。

▲土木委員會

○十月二十七日午後一時三十分第一委員室にて開議、委員長より先般東京都に於て開催の全國道路利用者理事會に出席した經過及び結果について、土木部長より昭和二十六年度災害本亦定の結果について夫々説明があり、音更村御影村―高島間道路を準地方費道認定方について音更村議長及び平川農協組合長から陳情を聴取、ついで漁港及び船入調の築設について、水産部と土木部における取扱區分に關し土木部長及び次長より、又水産部で漁港の指定につき調査する内容につき次長より夫々説明あり、更に緊急問題たる土木機械の整備の問題及び開發局設置に伴う廳舎公舎の狹隘の問題について質疑應答の後、建設機械整備に關し、具體策を講ずるため小委員會を設置することに決定、午後三時四十分散會。

○十月三十一日午後三時十分局長室にて開議、議案第三一號工事請負契約の締結に關する件を議題に供し、本件は指名競争入札により目下工事施

行中のものであり、異議なく本件を了承することに決し、午後三時三十分散會。

▲建築委員會

○十月二十七日午前十時三十分第一委員室にて開議、繼續審査となつていた陳情第一七三號道における住宅對策確立の件を採擇、ついで先般災害土木復興事業費折衝のため上京中の經過について委員長より報告あり、農漁村住宅改善助成費について今回の追加豫算中査定において削減された經過及び理由の説明を建築部長より聴取、質疑應答の後、農漁村住宅の改善普及の面から、二十六年度百戸、二十七年から三十年度迄百戸、一戸一〇萬圓、補助として百戸を最低目標としてなるべく多く建てること及び既存住宅の改善改修についてはこれと別途考慮することを要望することと決した、ついで建築部長より十月三十日から十一月三日まで開催の北海道住宅改革推進運動要綱についての説明があり、委員長より十一月一日委員會を招集し、午前中市内建築物を視察、午後は住宅改革推進運動の一環として開催されている「北國のすまい展」を視察することを諮りそのことに決定、續いて付託議案の審査に入り、議案第一九號乃至第二二號工事請負契約の締結に關する件を同意することに決して、午前十二時十五分散會。

○十月三十一日午後三時三十分局長室にて開議、議案第三二號工事請負契約の締結に關する件を議題に供し、本件は隨意契約のものであり、異議なく本件を了承することを決定、午後三時五十分散會。

請願・陳情

▲請願

第五回定例道議會において各常任委員會に付託した請願はつぎのとおりである。

付託 委員會	請願 番號	件名	請願者
土木	一六〇	香深村差閉知床間道路設定に對し道費補助の件	香深村長
同	一六一	町村道江部乙村十二丁目線延長並に地方費道認定の件	江部乙村長
同	一六二	江部乙村雨龍村間石狩川に架橋方の件	同
同	一六三	町村道釧路村遠野―阿歴内線改良工事に對し道費補助の件	釧路村長
同	一六四	苦小牧驛から苦前船入湖に至る町村道を準地方費道に認定の件	苦前町長
同	一六五	天鹽町雄信内川切替工事施行の件	天鹽町長
同	一六六	雨龍川筋妹背牛村字千秋早川地先に護岸並に築堤工事施行の件	妹背牛村水防組合 第九支部代表者
同	一六七	留萌市の水害による復舊工事に對し道費補助の件	留萌市長
同	一六八	小平村小平藥川治水工事促進の件	小平村長
同	一六九	小平市街地海岸護岸復舊工事施行促進の件	同
同	一七〇	留萌炭素線道路延長補助工事施行の件	同
同	一七一	準地方費道秩父別妹背牛停車場線補修工事施行の件	妹背牛村長

同	一七二	準地方費道妹背牛市街道路側溝堀鑿の件	同
農政	一七三	訓子府村に道立農業試驗場北見支場設置の件	訓子府村長
文教	一七四	歌志内高等學校を道立に移管の件	歌志内町長
土木	一七五	常呂町常呂港より陸別市街間道路を地方費道認定の件	北見市長
同	一七六	鹿部村小漁港擴張工事施行の件	鹿部村長
水産	一七七	香深村元地港を避難港に指定の件	香深村長
商工	一七八	北日本株式會社士別工場再建に對し道費に よる二千萬圓助成の件	北日本株式會社 社長
文教	一七九	沼田町立沼田高等學校を道立移管の件	沼田町長
土木	一八〇	芽室町新生橋を永久橋にして架替工事施工の件	芽室町長
同	一八一	準地方費道幕別芽室線芽室市街地内側溝繼 續工事施行の件	同
同	一八二	準地方費道河川芽室川美生川災害防止工事 施行の件	同
同	一八三	準地方費道幕別芽室線芽室町坂の土地區改 良工事施行の件	同
同	一八四	準地方費道芽室町美生御影停車場改良工事 施行の件	同
同	一八五	準地方費道東爪幕芽室線改良工事施工の件	同
農政	一八六	農業委員會交付金の増額交付の件	後志支廳管内町村 長會長
同	一八七	造田計畫に對する道費助成の件	同

開拓	一八八	開發局設置に伴う開拓關係人員配置の件	同
文教	一八九	町村立學校職員の公務災害補償の件	同
總務	一九〇	地名起源の研究調査の件	同
農政	一九一	沿岸漁村の造田補助の件	同
水産	一九二	沿岸漁村の振興對策の件	同
農政	一九三	傳貸馬殺處分補助の早期交付の件	同
同	一九四	稻熱病防除費補助増額の件	同
土木	一九五	町村道御影―高島間路線を準地方費に昇格の件	菅更村長
同	一九六	災害復舊工事に關する件	後志支廳管内町村會長
同	一九七	農林省關係災害復舊工事に關する道費補助の件	同
同	一九八	後志沿岸道路の急速整備及び地方費道路並びに側溝補修の件	同
同	一九九	地方費道入舸余市線中余市町地内道路切替變更の件	余市町長
文教	二〇〇	苫小牧市に職業高等學校新設の件	苫小牧市長
同	二〇一	苫小牧高等學校に綜合クラブ活動教室設置の件	同
商工	二〇二	天然瓦斯開發に關する助成並に機械貸與の件	道地下資源開發協力會會長
文教	二〇三	苫小牧市第三小學校を二十七年年度において道モデルスクール指定校に指定の件	苫小牧市長

同	二〇四	町立赤平高等學校道立移管の件	赤平町長
同	二〇五	函館、小樽、室蘭、留萌、釧路各港を石油輸入並びに補給基地指定及び陸上、港内施設整備の件	函館市議會議長
土木	二〇六	町村道太田―門靜間を準地方費道に認定の件	太田村長
衛生	二〇七	乙部村字豊濱に道立診療所設置の件	乙部村長
土木	二〇八	札的澤灌漑貯水地建設の件	浦臼村長
同	二〇九	幾春別川左岸岩見澤市―三笠町桂澤間道路改修工事施行の件	三笠町長
同	二一〇	準地方費道萬字炭山岩見澤停車場線補修工事施行の件	岩見澤市長職務代理者助役
林務	二一一	海岸防砂林及び防風林設置の件	上ノ國村長
開拓	二一二	上ノ國村神明ノ澤開拓學校増築の件	同
土木	二一三	上ノ國村木ノ子中須田間道路開さくの件	同
同	二一四	砂川町一ノ澤道路改良工事に對し補助金交付の件	砂川町一ノ澤炭礦株式會社社長
同	二一五	準地方道費道函館―尾札部間道路改良工事施行の件	尾札部村長

第五回定例道議會で採擇と決した請願は次のとおりである。

請願番號	件名	請願者
請願第一二一號	北海道調理士條例設定の件	北海道日本料理研究會會長 外全員
同 第一五六號	道立釧路保健所厚岸支所を本所に昇格の件	厚岸町長

同 第一七七號	香深村元地港を避難港に指定の件	香深村長
同 第一八七號	造田計畫に對する道費助成の件	後志支廳管内町村 長會長
同 第一八九號	町村立學校職員公務災害補償の件	同 右
同 第一九一號	沿島漁村の造田補助の件	同 右
同 第一九二號	沿岸漁村振興對策の件	同 右
同 第一九三號	傳益馬殺處分補助の早期交付の件	後志支廳管内町村 會長
同 第一九四號	稻熱病防除費補助増額の件	同 右
同 第二〇〇號	苫小牧市に職業高等學校新設の件	苫小牧市長
同 第二〇五號	函館、小樽、留萌、釧路各港を石油輸入並 びに補給基地指定及び陸上港内施設整備の 件	函館市議會議長
同 第二〇七號	乙部村字豊濱に道立診療所設置の件	乙部村長
同 第二一一號	海岸防砂林及び防風林設置の件	上ノ國村長
同 第二一二號	上の國村神明の澤開拓學校増築の件	同 右

第五回定例道議會で不採擇と決した請願は次のとおりである。

請願番號	件名	請願者
請願第一五八號	北海道製藥株式會社に對し道費により補助 又は融資の件	札幌市南區西 一四 社々々長 北海道製藥株式會 社々々長
同 第二〇二號	天然瓦斯開發に關する助成並びに機械貸與 の件	南二 道地下資源開發協 會々々長外十三名

▲陳 情

第五回定例道議會において各常任委員會に付託した陳情はつぎのとおりである。

付託委員會番號	件名	陳情者
農政 一七六	自作農創設特別措置法に基く猿拂川流域開 放の件	猿拂村長
土木 一七七	夕張川に橋梁架設の件	由仁町長
勞働 一七八	室蘭市海員會館設立に對する道費助成の件	室蘭市長
農政 一七九	上士幌村に家畜保健衛生所設置の件	上士幌村長
土木 一八〇	漁港修築事業に對する道の補助率増加の件	漁港協會々々長
勞働 一八二	失業對策の件	札幌市議會議長
衛生 一八三	札幌市に結核アフターケア施設設置促進の 件	同 右
商工 一八四	製粉機械貸付の件	泰平興業KK社長
土木 一八五	音別川防災工事施行の件	音別村長
開拓 一八六	水害に對する緊急援助對策の件	小平村沖内開拓者 代表
土木 一八七	船泊村終點(村役場下)より本船泊驛間の 村道を準地方費道に編入の件	船泊村長
同 一八八	準地方費道香深―船泊間道路改良工事施行 の件	同 右
農政 一八九	上川地方畑作地帯に農業試驗地設置の件	上川管内農協組長 會々々長

衛生	一九〇	釧路保健所應舎増築並びに醫師定員補充の件	釧路保健所運営協議會々々長
土木	一九一	町村道歌登村上幌別十二線常盤村字吹來市街地間を準地方費道に昇格の件	歌登村長
衛生	一九二	旭川市に「アフターケア」設置の件	旭川(國立)病院患者自治會
土木	一九三	音更村蓬來橋を永久橋に架替の件	音更村長
同	一九四	音更村音更橋を永久橋として架替の件	同 右
同	一九五	地方費道帶廣一網走路線中西足寄町字大譽地陸別市街間改良工事施行の件	陸別村長
同	一九六	留邊藥一阿寒湖畔間準地方費道改良工事施行の件	同 右
同	一九七	村道トム原野本線道路改良工事に對し國庫補助金交付の件	同 右
同	一九八	大津村大津市街から浦幌村新吉野驛間路線準地方費道編入の件	大津村長
農政	一九九	村營ラジオ共同聴取施設に對し道費助成促進の件	釧路村長
同	二〇〇	農村電化促進に關し長期資金の方途及び道費助成の件	同 右
同	二〇一	飼料中毒による罹病牛及び斃死牛に對する補助の件	苫小牧市長
同	二〇二	水害緊急對策に關する件	留萌支廳管内町村長會長
林務	二〇三	増毛町並びに濱益村を道立公園に指定の件	留萌市長
農政	二〇四	美幌町に農業試驗場及び農業改良技術訓練所設置の件	美幌町長
總務	二〇五	手稲村に町制施行の件	手稲村長

同	二〇六	訓子府に町制施行の件	訓子府村長
水産	二〇七	函館水産振興協會に對し補助金交付の件	函館水産振興協會長
衛生	二〇八	北海道網走保健所をB級に昇格の件	網走市長
水産	二〇九	漁業許可料免除の件	道機船底曳網漁業協同組合連合會會長
同	二一〇	本州方面の機船底曳網漁業の本道入會反對の件	機船底曳網漁業協同組合連合會會長
衛生	二一一	阿寒村阿寒湖畔に道立診療所設置の件	阿寒村長
水産	二一二	國の拂下漁船の購入に對し道費助成の件	道開發漁業協同組合連合會會長代理
衛生	二一三	美幌保健所應舎新築並びに公舎新設の件	美幌保健所長
總務	二一四	豊富村字有明部落を権内に編入の件	豊富村有明部落代表
文教	二一五	社會教育費増額の件	根室社會教育委員代表
農政	二一六	道立農業試驗場園藝試驗機構の充實並びに岩宇地方にモデル園藝試驗施設設置促進の件	岩内町長
農政	二一七	酸性土壤改良用石灰増産の件	幌加内農業協同組合會長
土木	二一八	厚岸漁港整備計畫を道總合開發第一次計畫に編入の件	厚岸町長
商工	二一九	北海道證券金融株式會社に對し道費補助の件	北海道證券金融株式會社々々長
總務	二二〇	地方債枠増額の件	後志支廳管内町村會長
同	二二一	地方財政平衡交付金増額の件	同

同	二三二	地方公共團體の債務保證の件	同
同	二二三	會計年度改正の件	同
農政	二三四	農漁村産業長期資金増額の件	同
總務	二二五	手稻村町制施行に對し反對の件	手稻村山田信一郎
開拓	二二六	造田事業實施に對し補助金交付の件	知内村長
同	二二七	客土暗渠排水事業實施に對し補助金交付の件	同
林務	二二八	林道施設補助工事施行の件	同
同	二二九	立木伐採制限實施方の件	同
土木	二三〇	小河川に溜池設置に對し補助金交付の件	同
同	二三一	雷電觀光道路改良工事施行の件	磯谷村長
林務	二二二	幌別林道工事の促進及び木材拂下の件	同
土木	二三三	尻別川右岸道路改修工事實施の件	同
同	二三四	尻別川河口改修工事實施の件	同
同	二三五	雷電道路開さく工事施行の件	同
林務	二三六	俱知安町二股ニセコ山麓間道路改良工事の件	俱知安町長
文教	二三七	同一市町村内の勤務地異動に伴う旅費支給の件	稚内市中學校長會々々

林務	二三八	檜山郡泊村大字柳崎村及び伏木戸村の一部魚付林兼防風林造成の件	泊村長
土木	二三九	船泊村スコトン簡易船入洞築設の件	船泊村長
水産	二四〇	船泊村テフネフを魚田開發の基地並に避難港として大船入洞築設の件	同
農政	二四一	酸性土壤改良用石灰炭増産用機械貸與の件	北村農業組合長
同	二四二	同	道耕土改良協議會長
同	二四三	養豚業振興對策の件	北海道種豚協會々々
同	二四四	土地交換分合事業に對し補助金交付の件	知内村長

第五回定例道議會で採擇と決した陳情は次のとおりである。

陳情番號	件	名	陳情者
陳情第一七三號	道における住宅對策確立の件	小樽市	小樽市議會議長
同 第一七八號	室蘭市海員會館設立に對する道費助成の件	室蘭市	室蘭市長
同 第一八二號	失業對策の件	札幌市	札幌市議會議長
同 第一八三號	札幌市に結核アフターケア施設設置促進の件	同 右	同 右
同 第一八六號	水害に對する緊急援助對策の件	小平村	小平村沖内開拓者代表三宅勝三外十八名
同 第一八九號	上川地方畑作地帯に農業試験地設置の件	上川管内	上川管内農協組長會々々
同 第一九〇號	釧路保健所廳舎増築並びに醫師定員補充の件	釧路保健所	釧路保健所運営協議會々々

同 第一九二號	旭川市に「アフターケア」設置の件	旭川市花咲町七國 立旭川病院患者自 治會
同 第一九九號	村營ラジオ共同聴取施設に對し道費助成促進の件	釧路村長
同 第二〇〇號	農村電化促進に關し長期資金の方途及び道費助成の件	同 石
同 第二〇一號	飼料中毒による罹病牛及び斃死牛に對する補助の件	苫小牧市長外一名
同 第二〇二號	水害緊急對策に關する件	留萌支廳管内町村 長會長 外一名
同 第二〇七號	函館水產振興協會に對し補助金交付の件	函館水產振興協會 々々長 外一名
同 第二〇八號	北海道網走保健所をB級に昇格の件	網走市長
同 第二一〇號	本州方面の機船底曳網漁業の本道入會反對の件	北海道機船底曳網 漁業協同組合連合 會々々長
同 第二一二號	阿寒村阿寒湖畔に道立診療所設置の件	阿寒村長
同 第二二三號	美幌保健所廳舎新築並びに公舎新設の件	美幌保健所長
同 第二二五號	社會教育費増額の件	根室町社會教育委 員代表 富岡政雄 外一名
同 第二二六號	道立農業試驗場園藝試驗機構の充實並びに岩宇地方にモデル園藝試驗地設置促進の件	岩内町長
同 第二二七號	酸性土壌改良用石灰増産の件	幌加内農業協同組 合長
同 第二二〇號	地方債枠増額の件	後志支廳管内町村 會長
同 第二二一號	地方財政平衡交付金増額の件	同 石
同 第二二三號	會計年度改正の件	同 右

同 第三二四號	豊漁村産業長期資金増額の件	同 右
同 第三二六號	造山事業實施に對し補助金交付の件	知内村長
同 第三二七號	客土暗渠排水事業に對し補助金交付の件	同 右
同 第三二八號	林道施設補助工事施行の件	同 右
同 第三二九號	立木伐採制限實施方の件	同 右
同 第三三三號	幌別林道工事の促進及び木材拂下の件	磯谷村長
同 第三三六號	俱知安町二股ニセコ山麓間道路改良工事の件	俱知安町長
同 第三三七號	同一市町村内の勤務地異動に伴う旅費支給の件	稚内市中學校長會 々々長
同 第三三八號	檜山郡泊村大字柳崎村及び伏木戸村の一部に魚付林築防風林造成の件	泊村長
同 第三四〇號	船泊村テフネフを漁田開發の基地並びに避難港とし大船入洞築設の件	船泊村長
同 第三四一號	酸性土壌改良用石灰増産用機械貸與の件	北村農業協同組合 長
同 第三四二號	酸性土壌改良用石灰増産用機械貸與の件	道耕土改良協議會 々々長
同 第三四三號	養豚業振興對策の件	北海道種豚協會々 々長

第五回定例道議會で不採擇と決した陳情は次のとおりである。

陳情番號	件	陳情者
陳情第一六五號	東京都に道立木製品組立仕上工場並びに販賣所設置の件	旭川市日本木工業會社 岡智清次郎 外七名
同 第一六九號	小水力發電に伴う農産加工業に道費補助の件	豊平町長

會 合

ることに決定して午前十一時十分散會。

全國都道府縣議會議長會幹事會

○十月一日午前八時會長及び副會長は、平衡交付金及び起債の枠擴大に關し池田大藏大臣を私邸に訪問し約一時間三十分にあたり陳情をした。一方殘留幹事は第三十回定例會議決事項の處理について九十一案件を四十數件に取纏め整理し、これを上程議題としたがその内容において誤謬があるので速記録の到着を待ち、更に檢討来る二十日頃再審議に付することに決定、また會長、副會長は平衡交付金及び起債の枠擴大の問題について大藏大臣と面接の結果に基き、今後の協力方懇請のため、自由黨本部を訪問午後五時散會した。

全國都道府縣議長會

常任幹事會
幹事會

○十月二十二日午前十一時より東京都議會議事堂會議室において、常任幹事會を開催、第三十回定例會議決事項中政府に陳情した四十件にわたる各種事項について報告があり、政府關係當局に重ねて口頭陳情すべき代表府縣等を決定、午後零時散會。

幹事會は、午後一時二十分より國會赤坂廳舍會議室（舊羽衣の間）において開催、代表府縣會議議長より口頭陳情あり、これに對し關係各省局長その他より説明があつて午後五時散會。

八大都道府縣議長會

○十月十五日午前九時二十五分より札幌市において八大都道府縣議長會が開催され、北海道提出議案「青函航路の貨物運賃改訂要望」の件を原案可決、引續き行政改革、地方税制改正等について懇談し本件については、今後更に研究することとして、次回は十一月十八、九日頃神奈川縣で開催す

十月二十六日地方財政委員會は、次の通り本年度地方財政平衡交付金の假決定を行つたのであるが、

昭和二十六年地方財政平衡交付金交付額假決定表

(單位：千圓) (二六、一〇、二五地財委)

府	縣	名	都	道	府	縣	市	町	村								
福	石	富	新	神	東	千	崎	群	柄	茨	福	山	秋	宮	岩	青	北
井	川	山	瀉	川	都	葉	玉	馬	木	城	島	形	田	城	手	森	道
八五、四九	九七、八三	七五、三三	二、四九、七五	七六、六五	二、四四、〇〇	一、八九、八九	一、六四、一六	一、五八、二六	二、四〇、五三	二、四〇、五七	一、八六、三四	一、九七、九五	二、〇七、〇九	二、〇五、七五	一、七五、〇二	四、六六、六三	一、七五、〇二
二六五、六三	三四五、九五	二四四、九三	八〇、二六	五九、八八	七〇、二四	五五、六三	五〇、七三	四六、九八	七五、八八	八五、九五	五九、九〇	五〇、五二	八四、〇七	五〇、五二	六九、四七	一、〇〇、二三	一、〇〇、二三

[illegible]

この額は、概算基準に基づく假決定であり同委員會としては、本年度地方財政窮乏の實情に鑑み、事前に更に、平衡交付金、地方起債合せて百五十億の増額を要する旨の意見書を、衆參兩院議長に提出しており、今

期國會において補正増額分が決定すれば、當然に相當の變更を豫想しており、決定すればその際、確定したいとの意向を持つてゐるようである。

地財委財第六一二號

昭和二十六年十月二十二日

地方財政委員會委員長 野村秀雄

衆議院議長 林 讓 治殿
參議院議長 佐藤 尚武殿

昭和二十六年における地方財政平衡交付金の増額に關する意見書

地方財政の現況に鑑み、昭和二十六年において地方財政平衡交付金百億圓の増額を必要とするものと認められる。

右地方財政委員會設置法第十三條の規定に基き意見書を提出する。

理 山

昭和二十六年年度の國の豫算に計上されるべき地方財政平衡交付金の總額に關しては、地方財政平衡交付金法第六條第二項の規定に基き、千二百九億七千五百萬圓とすべきことを勧告したのであるが、不幸にして、その總額は千百億圓に決定せられた。

然るに、その後における地方財政の状況を徴するに、その窮乏は甚だし、更に國の補正豫算編成の方針等とも關連して新たに給與改訂等に因る尤大なる財政需要の増加を豫想されることとなり、地方財政運営の任に當る者をして混乱に陥らしめる状況に立ち至つてゐる。よつて當委員會は、さきに決定された交付金の總額算定の基礎に再檢討を加えるとともに、新規財政需要の増加額、税及び税外諸収入の増加額を見込み、地方財源不足額を別表の如く四百三十八億三千七百萬圓に上るものと推定した。

而して、右については、今般政府において措置せられようとする地方財政平衡交付金百億圓、地方債百億圓の増額をもつてしてもなお二百三十八

億三千七百萬圓の不足を生ずることとなる。この不足額については、地方團體自體においても、經費の効率的使用と、諸収入の増收確保とにより、可及的にこれが充足に努むべきは勿論であるが、地方行政の内容と、地方財政の現況とに鑑み、地方行政財政の圓滿な運営を保障するためには別に五十億圓の地方債の増加發行を認める上、更に少くとも百億圓の交付金の増額を必要とするものと認める。

昭和二十六年度修正地方財政計畫表

A 歳 出 (二六、一〇、二〇 地財委)

事 項	金額	内		備考
		道府縣	市町村	
1 既定財政規模	四八、一七二	三三、七五七	一四、四一五	
2 昭和二十六年新規模財政需要	(五、五九三)	(三、八〇〇)	(一、七九三)	
(1) 給與改訂による増	一四、五九三	八、八〇〇	五、七九三	
第一次	三、五九四	二、一五七	一、四三七	
第二次	八、四七二	六、六四三	一、八二九	
(2) 年末手當支給に要する經費	六、五〇〇	四、九七七	一、五二三	
(3) 給與改訂に伴う共済組合費の増	一、一三三	九三	一〇	
第一次	五五	五三	五	
第二次	一、〇八	四〇	七	
(4) 〃 思給費の増	一、六六三	九三	七	
第一次	八六	四六	四〇	
第二次	五〇三	一三三	三七〇	
(5) 〃 議員委員等報酬の増	三七	一六	一	
第一次	三七	一六	一	
第二次	三七	一六	一	
(6) 石炭手当の増	三三	一四	九	
(7) 寒冷地手当の増	三七	二五	一七	
(8) 政府施策に伴う經費増	三六八	二四三	一〇六	
A A系統の行政費	一七、四六七	七、〇〇九	九、八八八	
B B系統の行政費	二、〇〇〇	七九	一、四四	
(9) 兒童人口等の増加に伴う歳出増	五二	五〇	二	
(10) 全日制高等學校教員増	五二	五〇	二	

(1) 公債費の減	△二八元△一、六一△一、二六
(2) 地方選舉に要する經費	二、〇〇七 七四
(3) 臨時事業費の増	三元、六八 二四、三三 一、二二三
普通	二、九三 一四、四三 七、四九
(4) 公共事業費の増	二、〇三九 一、五九 六七
災害	二四、〇二 一五、九三 八、一二
小計	七、〇七 三、四二 三、六六
(5) 失業對策事業費の増	八、五〇〇 四、九〇 三、六〇
(6) 單獨公共事業費の増	三、〇三八 八、二六 一、七〇
(7) 物價騰費による一般物件費の増	△一、〇〇〇 △一、〇〇〇
(8) 自治體警察廢止に因る減	
(9) 富裕團體の超過財源による通常規模を超過する財政需要的の増	二、九三七 七、三三 五、七五
合計	六四、七六八 三三、二七 二六、六五二

事 項	內	
	市町村	備 考
金 額	道府縣	
地 方 稅	三三、〇四三	一一、二九一
普 通 金	三六、八八一	二六、八九六
公 共 事 業 費 補 助 金	三六、九五五	二五、五五〇
失 業 對 策 事 業 費	三九、四〇〇	二六、五五七
地 方 財 政 平 衡 交 付 金	三六、二六三	二四、九六六
雜 地	七、七五〇	三、六七〇
使 用 料 手 數 入	二〇、〇〇〇	七、二五〇
收 入	三〇、五〇〇	一七、六〇〇
雜 支	五二、一〇〇	二五、六六六
合 計	一四、二〇〇	九、六六六
支 過 不 足 額	三〇、〇〇〇	一六、〇〇〇
	三〇、九三二	二五、六六六
	△四、八七〇	△三、三六六
		△二、五〇二

	D
(1) 同上	地方債の増額方法
(2) 地方財政平衡交付金の増額	一五、〇〇〇
(3) 事業の繰延べ又は歳出の節約	三〇、〇〇〇
	八、八七〇

(註)

昭和二十六年度新規財政需要額中十月から實施される給與改訂に要する經費及びこれに伴ひ増加する給與關係費については次によつてその財源所要額を算定した。即ち、從來地方公務員の給與（本俸）が同一職種の國家公務員と比較して道府縣一般職員にあつては四五二圓、教育職員にあつては三七五圓、市町村一般職員（警察消防職員を含む）にあつては五七六圓だけ有利に支給されているとされているので、現行本俸平均額から右相當額を引き下げたものを基礎として給與改訂が行われるものとした。この結果、國家公務員において平均一、五〇〇圓の給與引上げが行われるに對し、地方公務員においては、財源上は道府縣一般職員にあつては九〇七圓、教育職員にあつては、一、三〇二圓、市町村職員にあつては七二六圓の増俸が行われるに止まることとなる。

▲市町村自治擁護に関する決議について

現在地方公共團體は、舉つて地方自治の確立を期し、地方分權の徹底と地方政治の民主化に精進しているのであるが、去る十月二十九日開催の全國市長會では、次のような決議を行い政府並びに國會方面に提出した。

○市町村自治擁護に關する決議

民主主義の眞の基礎は市町村自治にある。

然るに、最近に於ける風潮は再び府縣を手足とする中央集權制へ復歸の傾向が濃厚に看取される。

即ち、地方行政調査委員會議の再度の勧告が、今日猶殆んど顧みられず却つて、之と反對の認識に立つ政令諮問委員會の答申が重視せられ、あまつさえ、市町村財政を輕視する地方稅制改革意見が傳えられ、又、地方財政委員會の勧告をも無視して、今日全く行詰つた市町村財政の實情に理解

と同情を欠く措置を採り、更に、又自ら市町村財政の調整権を主張しながら、混亂寸前の市町村財政の實情に殆んど何等の認識も理解も示さない府縣に對し、現に市町村自治の統制を興え、且つ將來更に之を強化せんとしている。

斯の如くしては、市町村自治の發達も、我國民主主義の確立も期し得ない。又、獨立の門出に立つ重大な秋に當り、我國に對する列國の不信を招く惧は少くない。

以上の觀點から全國市長としては、敍上の中央集權復歸の傾向は國家の前途を誤るものと認め、斷乎、之を排除し眞の地方自治體たる市町村を基本とする新地方自治の確立を期する。

右第十一回全國市長會議の決議に基き要望する。

昭和二十六年十月二十九日

全 國 市 長 會

▲教育委員會制度改革についての動き

教育行政の地方分權化と、民主化を旨として昭和二十三年に創設した教育委員會制度は、その後二カ年餘に亘る成長の經過からも多くの檢討すべき課題にほろ着し、市町村のすみずみまでこれを設置しなければならぬということとは（教育委員會法第七十條）、教育的觀點からも、行財政上からも適當でない。というので現行法の改正が關係當局においても考えられ先般、教育委員會制度協議會が設置されたことは周知の通りで、同協議會は二月から今日まで數十回の部會又は總會を開いて審議檢討を行つていたのであるが、九月二十二日、同二十六日、十月三日の各總會で一應の結論に達したので、目下起草委員會で答申書の仕上げを行つてゐるが、次は、關係方面から入手した同協議會の結論として傳えられるものである。

教育委員會制度協議會の答申案要旨

一、設置單位について

(1) 都道府縣と五大市には教育委員會の設置を義務づける。

(2) 五大市以外の市及び町村が教育委員會を設置することは任意とする
(3) 市町村は一部事務組合によつて教育委員會を置くことができる。
なお、教育委員會を置かない地域には、諮問委員會の設置等の方法によつて、住民の教育的意思の反映を圖る措置を講ずること。

二、事務配分について

(1) 教育委員會を置く市町村（五大市を除く）は、學校（大學を除く）の設置廢止、維持、管理、人事、指導及び研修、經費の負擔（市町村立學校職員給與負擔法に規定するものを除く）、その他の教育事務並びに社會教育事務を行う。

(2) 教育委員會を置かない市町村は、學校の設置廢止、維持管理、經費の負擔（市町村立學校職員給與負擔法に規定するものを除く）、その他の教育事務及び社會教育事務を行う。

(3) 五大市は、廣域團體としての特殊事務及び市町村立學校職員給與負擔法に規定する諸給與の負擔を除き、原則として都道府縣と同様の事務を行う。

(4) 都道府縣は都道府縣立學校（大學を除く）に關する一切の事務、社會教育事務、教育委員會を置かない市町村の人事、指導及び研修の事務及び市町村（五大市を除く）の行う學校教育、社會教育事務に關する指導、助言並びに廣域團體としての特殊事務を行う。

三、職務權限について

(1) 高等學校以下の私立學校、宗教法人、教育關係の指定統計等に關する事務は、都道府縣教育委員會の行うべき事務とする。

(2) その他の職務權限は現行通りとする。

四、組織について

都道府縣と五大市の教育委員會の委員の數は五又は七名の範圍で、その他の教育委員會の委員の數は三又は五名の範圍で、教育委員會をおく地方公共團體に選擇させる。

なお、教育委員會の選任方法については、選舉說、任命說及び中間說が

述べられ、選舉説、任命説ともほぼ相半ばし、中間説は少數であつて結局いずれとも決してない。

五、教育財政について

- (1) 教育財政を一般財政から全く分離獨立させるといふ制度は、現在の段階においては、採りえないこと。
- (2) 義務教育費について、全額（又は半額）の國庫負擔制をとることは十分に考慮を要すること。
- (3) 地方財政の安定をはかり教育費の確保を容易にする方法として、次の二案をえたこと。

A 現在の地方財政平衡交付金制度に左の修正を加える案

- (一) 地方財政平衡交付金が、地方財政收入中に占める比率を小にするよう措置すること。
- (二) 補完的意味の教育税を賦課徴収することができるとすること。

(三) 基準財政需要額の算定方法を合理化すること。

B 義務教育費の確保について左の措置を講ずる案

- (一) 合理的な最低義務教育費の算定基準を法定すること。
- (二) 地方公共團體の財政能力によつて、國庫負擔金を配分するものとすること。
- (4) 教育費の負擔區分は現行法どおりとすること。
- (5) 豫算問題に關する教育委員會と地方公共團體の長及び議會との關係については、基本的には現行法の建前をとること。

▲漁港の指定

去る、十月十七日農林省告示第三百六十九號を以つて、漁港法（昭和二十五年法律第三十七號）第五條第一項及び同第五項による。漁港の指定が行われたが、本道關係分は次の通りである。（漁港の區域については省略した）

名	種類	所	地	名	種類	所	地
厚岸	三	厚岸郡厚岸町		原口	一	松前郡大島村字原口	
富磯	二	宗谷郡宗谷村字富磯		木直	一	茅部郡尾札部村字木直	
苦前	二	苦前郡苦前町		上磯	一	上磯郡上磯町	
吉岡	二	松前郡吉岡村		茂草	一	松前郡小島村字茂草	
鬼鹿	二	留萌郡鬼鹿村		石崎	一	檜山郡上ノ國村字石崎	
美谷	二	留萌郡美谷町		當別	一	上磯郡茂別村字當別	
美谷	一	留萌郡美谷町字美谷		關内	一	檜山郡熊石村字關内	
幌武	一	留萌郡美谷町大字幌武惠村		祝津	一	小樽市北祝津町	
禮受	一	留萌市禮受町		春立	一	靜内郡靜内町字春立	
東榮	一	浦河縣荻伏村字東榮		忍路	一	靜内郡忍路村字忍路	
鴛別	一	幌別郡幌別村字鴛別		日司	一	積丹郡入舩村字日司	
澤木	一	紋別郡雄武町字澤木		西稚内	一	稚内市西稚内	
釜谷	一	龜田郡戸井村字釜谷					

▲昭和二十六年産米豫想收穫高

農林省發表の二十六年産米の豫想收穫高（九月二十六日現在）によれば作柄はやや不良で水稻六百七十八萬四千二百石、陸稻百九萬八千八百石計六千二百八十八萬三千石であるが、前年の實收高より百四十五萬五千九百石の減收となる。これまでほぼ平年作に近い作柄が期待されていたが、九月の冷害型氣象にわざわいされ、平年作をはるかに下回つたわけである。なおルース台風の被害は約七十萬石程度と豫想されているので、これを差し引くと豫想收穫高は六千二百十八萬石程度になる模様である。この都道府縣別收穫豫想は次は通りである。

山形	秋田	宮城	岩手	青森	北海道
二、二四	二、二八	二、二六	一、二六	一、四四	二、五四
靜岡	岐阜	長野	山梨	福島	石川
一、二九	一、三五	一、七〇	一、四三	九〇	一、二天
愛媛	香川	徳島	山梨	廣島	岡山
八五	七〇〇	五〇〇	一、二九	一、三五	一、七三

至昭
昭和
二二
六六
九四

都道府縣名

處理件數

受理件數最多の
員會名及び件數

摘要

陸		北・海		東		東		關		北		東		都道府縣名																				
福井	石川	富山	岐阜	靜岡	三重	愛知	新潟	長野	山梨	群馬	埼玉	栃木	茨城	千葉	神奈川	東京	福島	山形	宮城	岩手	青森	北海道												
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三					
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五					
六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六					
七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七					
八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八					
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九					
十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十					
十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一				
十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二				
十三	十三	十三	十三	十三	十三	十三	十三	十三	十三	十三	十三	十三	十三	十三	十三	十三	十三	十三	十三	十三	十三	十三	十三	十三	十三	十三	十三	十三	十三	十三				
十四	十四	十四	十四	十四	十四	十四	十四	十四	十四	十四	十四	十四	十四	十四	十四	十四	十四	十四	十四	十四	十四	十四	十四	十四	十四	十四	十四	十四	十四	十四				
十五	十五	十五	十五	十五	十五	十五	十五	十五	十五	十五	十五	十五	十五	十五	十五	十五	十五	十五	十五	十五	十五	十五	十五	十五	十五	十五	十五	十五	十五	十五				
十六	十六	十六	十六	十六	十六	十六	十六	十六	十六	十六	十六	十六	十六	十六	十六	十六	十六	十六	十六	十六	十六	十六	十六	十六	十六	十六	十六	十六	十六	十六	十六			
十七	十七	十七	十七	十七	十七	十七	十七	十七	十七	十七	十七	十七	十七	十七	十七	十七	十七	十七	十七	十七	十七	十七	十七	十七	十七	十七	十七	十七	十七	十七	十七			
十八	十八	十八	十八	十八	十八	十八	十八	十八	十八	十八	十八	十八	十八	十八	十八	十八	十八	十八	十八	十八	十八	十八	十八	十八	十八	十八	十八	十八	十八	十八	十八			
十九	十九	十九	十九	十九	十九	十九	十九	十九	十九	十九	十九	十九	十九	十九	十九	十九	十九	十九	十九	十九	十九	十九	十九	十九	十九	十九	十九	十九	十九	十九	十九			
二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十	二十			
二十一	二十一	二十一	二十一	二十一	二十一	二十一	二十一	二十一	二十一	二十一	二十一	二十一	二十一	二十一	二十一	二十一	二十一	二十一	二十一	二十一	二十一	二十一	二十一	二十一	二十一	二十一	二十一	二十一	二十一	二十一	二十一			
二十二	二十二	二十二	二十二	二十二	二十二	二十二	二十二	二十二	二十二	二十二	二十二	二十二	二十二	二十二	二十二	二十二	二十二	二十二	二十二	二十二	二十二	二十二	二十二	二十二	二十二	二十二	二十二	二十二	二十二	二十二	二十二			
二十三	二十三	二十三	二十三	二十三	二十三	二十三	二十三	二十三	二十三	二十三	二十三	二十三	二十三	二十三	二十三	二十三	二十三	二十三	二十三	二十三	二十三	二十三	二十三	二十三	二十三	二十三	二十三	二十三	二十三	二十三	二十三			
二十四	二十四	二十四	二十四	二十四	二十四	二十四	二十四	二十四	二十四	二十四	二十四	二十四	二十四	二十四	二十四	二十四	二十四	二十四	二十四	二十四	二十四	二十四	二十四	二十四	二十四	二十四	二十四	二十四	二十四	二十四	二十四			
二十五	二十五	二十五	二十五	二十五	二十五	二十五	二十五	二十五	二十五	二十五	二十五	二十五	二十五	二十五	二十五	二十五	二十五	二十五	二十五	二十五	二十五	二十五	二十五	二十五	二十五	二十五	二十五	二十五	二十五	二十五	二十五			
二十六	二十六	二十六	二十六	二十六	二十六	二十六	二十六	二十六	二十六	二十六	二十六	二十六	二十六	二十六	二十六	二十六	二十六	二十六	二十六	二十六	二十六	二十六	二十六	二十六	二十六	二十六	二十六	二十六	二十六	二十六	二十六	二十六		
二十七	二十七	二十七	二十七	二十七	二十七	二十七	二十七	二十七	二十七	二十七	二十七	二十七	二十七	二十七	二十七	二十七	二十七	二十七	二十七	二十七	二十七	二十七	二十七	二十七	二十七	二十七	二十七	二十七	二十七	二十七	二十七			
二十八	二十八	二十八	二十八	二十八	二十八	二十八	二十八	二十八	二十八	二十八	二十八	二十八	二十八	二十八	二十八	二十八	二十八	二十八	二十八	二十八	二十八	二十八	二十八	二十八	二十八	二十八	二十八	二十八	二十八	二十八	二十八	二十八		
二十九	二十九	二十九	二十九	二十九	二十九	二十九	二十九	二十九	二十九	二十九	二十九	二十九	二十九	二十九	二十九	二十九	二十九	二十九	二十九	二十九	二十九	二十九	二十九	二十九	二十九	二十九	二十九	二十九	二十九	二十九	二十九	二十九		
三十	三十	三十	三十	三十	三十	三十	三十	三十	三十	三十	三十	三十	三十	三十	三十	三十	三十	三十	三十	三十	三十	三十	三十	三十	三十	三十	三十	三十	三十	三十	三十	三十		
三十一	三十一	三十一	三十一	三十一	三十一	三十一	三十一	三十一	三十一	三十一	三十一	三十一	三十一	三十一	三十一	三十一	三十一	三十一	三十一	三十一	三十一	三十一	三十一	三十一	三十一	三十一	三十一	三十一	三十一	三十一	三十一	三十一		
三十二	三十二	三十二	三十二	三十二	三十二	三十二	三十二	三十二	三十二	三十二	三十二	三十二	三十二	三十二	三十二	三十二	三十二	三十二	三十二	三十二	三十二	三十二	三十二	三十二	三十二	三十二	三十二	三十二	三十二	三十二	三十二	三十二	三十二	
三十三	三十三	三十三	三十三	三十三	三十三	三十三	三十三	三十三	三十三	三十三	三十三	三十三	三十三	三十三	三十三	三十三	三十三	三十三	三十三	三十三	三十三	三十三	三十三	三十三	三十三	三十三	三十三	三十三	三十三	三十三	三十三	三十三	三十三	
三十四	三十四	三十四	三十四	三十四	三十四	三十四	三十四	三十四	三十四	三十四	三十四	三十四	三十四	三十四	三十四	三十四	三十四	三十四	三十四	三十四	三十四	三十四	三十四	三十四	三十四	三十四	三十四	三十四	三十四	三十四	三十四	三十四	三十四	
三十五	三十五	三十五	三十五	三十五	三十五	三十五	三十五	三十五	三十五	三十五	三十五	三十五	三十五	三十五	三十五	三十五	三十五	三十五	三十五	三十五	三十五	三十五	三十五	三十五	三十五	三十五	三十五	三十五	三十五	三十五	三十五	三十五	三十五	
三十六	三十六	三十六	三十六	三十六	三十六	三十六	三十六	三十六	三十六	三十六	三十六	三十六	三十六	三十六	三十六	三十六	三十六	三十六	三十六	三十六	三十六	三十六	三十六	三十六	三十六	三十六	三十六	三十六	三十六	三十六	三十六	三十六	三十六	
三十七	三十七	三十七	三十七	三十七	三十七	三十七	三十七	三十七	三十七	三十七	三十七	三十七	三十七	三十七	三十七	三十七	三十七	三十七	三十七	三十七	三十七	三十七	三十七	三十七	三十七	三十七	三十七	三十七	三十七	三十七	三十七	三十七	三十七	
三十八	三十八	三十八	三十八	三十八	三十八	三十八	三十八	三十八	三十八	三十八	三十八	三十八	三十八	三十八	三十八	三十八	三十八	三十八	三十八	三十八	三十八	三十八	三十八	三十八	三十八	三十八	三十八	三十八	三十八	三十八	三十八	三十八	三十八	
三十九	三十九	三十九	三十九	三十九	三十九	三十九	三十九	三十九	三十九	三十九	三十九	三十九	三十九	三十九	三十九	三十九	三十九	三十九	三十九	三十九	三十九	三十九	三十九	三十九	三十九	三十九	三十九	三十九	三十九	三十九	三十九	三十九	三十九	
四十	四十	四十	四十	四十	四十	四十	四十	四十	四十	四十	四十	四十	四十	四十	四十	四十	四十	四十	四十	四十	四十	四十	四十	四十	四十	四十	四十	四十	四十	四十	四十	四十	四十	
四十一	四十一	四十一	四十一	四十一	四十一	四十一	四十一	四十一	四十一	四十一	四十一	四十一	四十一	四十一	四十一	四十一	四十一	四十一	四十一	四十一	四十一	四十一	四十一	四十一	四十一	四十一	四十一	四十一	四十一	四十一	四十一	四十一	四十一	
四十二	四十二	四十二	四十二	四十二	四十二	四十二	四十二	四十二	四十二	四十二	四十二	四十二	四十二	四十二	四十二	四十二	四十二	四十二	四十二	四十二	四十二	四十二	四十二	四十二	四十二	四十二	四十二	四十二	四十二	四十二	四十二	四十二	四十二	四十二
四十三	四十三	四十三	四十三	四十三	四十三	四十三	四十三	四十三	四十三	四十三	四十三	四十三	四十三	四十三	四十三	四十三	四十三	四十三	四十三	四十三	四十三	四十三	四十三	四十三	四十三	四十三	四十三	四十三	四十三	四十三	四十三	四十三	四十三	四十三
四十四	四十四	四十四	四十四	四十四	四十四	四十四	四十四	四十四	四十四	四十四	四十四	四十四	四十四	四十四	四十四	四十四	四十四	四十四	四十四	四十四	四十四	四十四	四十四	四十四	四十四	四十四	四十四	四十四	四十四	四十四	四十四	四十四	四十四	四十四
四十五	四十五	四十五	四十五	四十五	四十五	四十五	四十五	四十五	四十五	四十五	四十五	四十五	四十五	四十五	四十五	四十五	四十五	四十五	四十五	四十五	四十五	四十五	四十五	四十五	四十五	四十五	四十五	四十五	四十五	四十五	四十五	四十五	四十五	四十五
四十六	四十六	四十六	四十六	四十六	四十六	四十六	四十六	四十六	四十六	四十六	四十六	四十六	四十六	四十六	四十六	四十六	四十六	四十六	四十六	四十六	四十六	四十六	四十六	四十六	四十六	四十六	四十六	四十六	四十六	四十六	四十六	四十六	四十六	四十六
四十七	四十七	四十七	四十七	四十七	四十七	四十七	四十七	四十七	四十七	四十七	四十七	四十七	四十七	四十七	四十七	四十七	四十七	四十七	四十七	四十七	四十七	四十七	四十七	四十七	四十七	四十七	四十七	四十七	四十七	四十七	四十七	四十七	四十七	四十七
四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八
四十九	四十九	四十九	四十九	四十九	四十九	四十九	四十九	四十九	四十九	四十九	四十九	四十九	四十九	四十九	四十九	四十九	四十九	四十九	四十九	四十九	四十九	四十九	四十九	四十九	四十九	四十九	四十九	四十九	四十九	四十九	四十九	四十九	四十九	四十九
五十	五十	五十	五十	五十	五十	五十	五十	五十	五十	五十	五十	五十	五十	五十	五十	五十	五十	五十	五十	五十	五十	五十	五十	五十	五十	五十	五十	五十	五十	五十	五十	五十	五十	
五十一	五十一	五十一	五十一	五十一	五十一	五十一	五十一	五十一	五十一	五十一	五十一	五十一	五十一	五十一	五十一	五十一	五十一	五十一	五十一	五十一	五十一	五十一	五十一	五十一	五十一	五十一	五十一	五十一	五十一	五十一	五十一	五十一	五十一	五十一
五十二	五十二	五十二	五十二	五十二	五十二	五十二	五十二	五十二	五十二	五十二	五十二	五十二	五十二																					

未 國 答	合	九	四	中	近
秋山 和歌山 福岡	州	大分 佐賀 長崎 宮崎 熊本 鹿兒島	香川 德島 高知 愛媛	廣島 岡山 鳥取 島根 山口	京都 大阪 兵庫 奈良 滋賀
	計	元 三 一 一 一 一 元 三 一 一 一 一 元 三 一 一 一 一 元 三 一 一 一 一 元 三 一 一 一 一 元 三 一 一 一 一	元 二 二 二 二 二 元 二 二 二 二 二 元 二 二 二 二 二 元 二 二 二 二 二 元 二 二 二 二 二 元 二 二 二 二 二	元 四 三 三 三 三 元 三 三 三 三 三 元 三 三 三 三 三 元 三 三 三 三 三 元 三 三 三 三 三 元 三 三 三 三 三	元 四 四 四 四 四 元 三 三 三 三 三 元 三 三 三 三 三 元 三 三 三 三 三 元 三 三 三 三 三 元 三 三 三 三 三
	四六三 二七五 五元 七三	一 一	一 一	一 一	一 一
	不採擇分には保留を含む	不採擇分には保留を含む	不採擇分には保留を含む	不採擇分には保留を含む	不採擇分には保留を含む

警察法改正に伴う、町村自治體警察の存廢をめぐる動きは、前號の資料として掲載したが、その後住民投票によつて更に函館管内の福島（廢止）瀨棚（存置）及び北見管内の美幌（廢止）斜里（廢止）が決定したのでこれを加へ次の通り再掲する。

自治體警察廢止狀況一覽表

札幌警察管區本部
昭和二十六、一〇、三一現在

區分	隊別	對象自治體	廢止自治體狀況		投票狀況		開票結果			比率	備考
			警察吏員一般職員數 (〇五、二、一)口	投票月日有權者數 投票總數 投票率	廢止贊成	反對	無効	決定	有權者數 投票總數 廢止贊成率 反對率		
札	札幌	二區	町名	九・二〇	五、〇七五	一、九〇〇	三六%	一、三六	四六五	六	國幣移管
函	函館	二區	八雲 福島 潮棚	九・二〇 九・二六 一〇・五五	三、九九 九、七六 四、五五	一、五三 三、六〇 一、四四	四〇 三八 三三	一、〇四 九八	八六	六	
旭	旭川	二區	富良野 天鹽 羽幌 深川 士別 名寄	九・二二 九・二〇 九・二五 九・二五 九・二五 九・二五	九、五八〇 四、四二 一、八四五 一、四四五 一、四四五 一、四四五	四、四〇 一、八四五 一、四四五 一、四四五 一、四四五 一、四四五	四六 三八 三三 三七 三七 三七	三、六四 一、四二 一、〇六 一、〇六 一、〇六 一、〇六	七六 三七 三七 三七 三七 三七	〇	
釧	釧路	二區	根室 新得	九・一 八・三	一〇、七四 五、六九	一、九三 三、八五	一六 六六	一、五九 七〇	四二	〇	
北	北見	二區	美幌 斜里	一〇・元 一〇・〇	九、七三 七、三八	二、六三 一、五五	二六 二二	二、二九 一、三三	三三	〇	國幣移管
計					一〇、八七〇	三、五五	三六%	三、三三	九八五	五九	

反對投票の率
九%
二五%

雜 錄

地方行政疑義問答集

▲地方公共團體の議會及び議長の規則制定權について

(昭二六、七、一一地自行發第一七二號)
佐賀縣議會事務局局長宛行政課長回答

問一 議會又は議長は自治法第二百十條及び第三百十條第三項に規定されているものの他議會運営上必要なる規則又は規程等(規定事項が單に議會内部を対象とするものと議會外にも及ぶもの例えば議會圖書室の運営上圖書の貸出に關する規定を設けるものと考えられるが)の制定權なきや、なしたすればその理由。

二 議會に告示權ありや、自治法の規定により定めた規則を告示する場合議會告示とすべきか、縣告示とすべきか。

答一 規則という形式によつて制定することはできないが、その權限に屬する事項につき所要の規程を設けることは差支えない。

二 前段「告示權」の意味が明らかでないが、「公表をなす權限」と解するならば、地方自治法第十六條第四項の規定を準用する同條第五項の規定に基く條例の定めるところによるものと解する。(昭二五、七、一四地自行發第一二九號「公告式條例準則」を参照)後段告示の形式をとる要はない。

▲普通地方公共團體の長の不在中における

不信任議決の通知について

(昭二六、七、一八地自行發第一八九號)
北海道總務部長宛 行政課長回答

問 私事旅行に出發行方不明となつた町長に對し職務拋棄の理由をもつて

議會が不信任の議決を町長宛に通知した(夫人が町長名儀の受領書提出)この不信任議決は有効であるか。

答 議長から當該町長に對して不信任議決の通知があつたものと解して差支えない。

▲議會運営に關する疑義について

(昭二六、八、六地自行發第二一二號)
大阪府議會事務局局長宛行政課長回答

問 五月二十八日午後六時四十八分に議長は十分間の休憩を宣告して、會議は休憩に入つた。而して、再開の時刻は各派(社會公正の二派を除く)との交渉その他の爲同日午後九時三十七分となつた。

右に對し一部議員より「十分間の休憩」と言う議長の宣告にかかわらず十分を過ぎて再開された、事後の會議は違法である。との意見が出てゐるが事務局は違法でないとの見解を堅持してゐるが如何。

答 時間を定めて休憩を宣した場合において更に休憩時間を延長する必要を生じたときは、その時刻に一旦會議を開いた上改めて休憩を宣するようにするのが適當であることはいふまでもないが、右の措置を講じなかつた事實のみをもつてその日の會議が當然に閉ぢられたものと解すべきではない。

▲地方自治法第一七九條及び第二四〇條の解釋について

(昭二六、八、一五地自行發第二一七號)
富山縣總務部長宛 行政課長回答

問一(イ) 地方自治法第一七九條の「議會を招集する暇がない」と認めるかどうかは長の自由裁量か。

(ロ) 長の専決處分が議會の承認をえられなかつた場合の効力如何。

答一(イ) 長の裁量によつて決定すべきであるが、長の認定には客觀性がなければならぬ。

(ロ) 法律上、處分の効力には影響がない。

日本國とアメリカ合衆國との間の、安全保障條約

去る、九月八日サンフランシスコにおいて署名された日米安全保障條約の承認國會は、十月二十六日の衆議院においては、投票總數三百六十票、内賛成二百八十九票、反對七十一票の絶對多數で可決され、同日、參議院に回付されたが、本條約文については、全國民最大の關心事でもあるので、その全文と、この條約署名に際し、吉田總理と、アチソン國務長官との間に交換された公文を併せ掲げ、大方の御參考に供したい。

註日本資料は、全國議長會よりの資料によつた。

日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約

日本國は、本日連合國との平和條約に署名した。日本國は、武装を解除されているので、平和條約の効力發生の時に於いて固有の自衛權を行使する有効な手段をもたない。

無責任な軍國主義がまだ世界から驅逐されていないので、前記の状態にある日本國には危険がある。よつて、日本國は、平和條約が日本國とアメリカ合衆國の間に効力を生ずると同時に効力を生ずべきアメリカ合衆國との安全保障條約を希望する。

平和條約は、日本國が主權國として集團的安全保障取極を締結する權利を有することを承認し、さらに、國際連合憲章は、すべての國が個別的及び集團的自衛の固有の權利を有することを承認している。

これらの權利の行使として、日本國は、その防衛のための暫定措置として、日本國に對する武力攻撃を阻止するため日本國內及びその附近にアメリカ合衆國がその軍隊を維持することを希望する。

アメリカ合衆國は平和と安全のために、現在、若干の自國軍隊を日本國

内及びその附近に維持する意思がある。但しアメリカ合衆國は、日本國が、攻撃的な脅威となり又は國際連合憲章の目的及び原則に従つて平和と安全を増進すること以外に用いられようべき軍備をもつことを常に避けつゝ、直接及び間接の侵略に對する自國の防衛のため漸増的に自ら責任を負うことを期待する。

よつて兩國は、次のとおり協定した。

第一條

平和條約及びこの條約の効力發生と同時に、アメリカ合衆國の陸軍、空軍及び海軍を日本國內及びその附近に配備する權利を、日本國は、許與し、アメリカ合衆國は、これを受諾する。この軍隊は、極東における國際平和の安全と維持に寄與し、並びに、一又は二以上の外部の國による教唆又は干渉によつて引き起された日本國における大規模の内亂及び騒じようを鎮壓するため日本國政府の明示の要請に應じて與えられる援助を含めて、外部からの武力攻撃に對する日本國の安全に寄與するために使用することができる。

第二條

第一條に掲げる權利が行使される間は、日本國は、アメリカ合衆國の事前の同意なくして、基地、基地における若しくは基地に關する權利、權力若しくは權能、駐兵若しくは演習の權利又は陸軍、空軍若しくは海軍の通過の權利を第三國に許與しない。

第三條

アメリカ合衆國の軍隊の日本國內及びその附近における配備を規律する條件は、兩政府間の行政協定で決定する。

第四條

この條約は、國際連合又はその他による日本區域における國際の平和と安全の維持のため充分な定をする國際連合の措置又はこれに代る個別的若しくは集團的安全保障措置が効力を生じたとき日本國及びアメリカ合衆國の政府が認めた時はいつでも効力を失うものとする。

第五條

この條約は、日本國及びアメリカ合衆國によつて批准されなければならない。この條約は、批准書が兩國によつてワシントンで交換された時に効力を生ずる。

以上の證據として、下名の全權委員は、この條約に署名した。

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で、日本語及び英語により、本書二通を作成した。

日本國のために

吉田 茂

アメリカ合衆國のために

デイーン・アチソン

ジョーン・フォスター・ダレス

アレキサンダー・ワイリー

スタイルス・ブリッジス

日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約の署名に際し吉田内閣總理大臣とアチソン國務長官との間に交換された公文

(譯文)

書簡をもつて啓上いたします。本日署名された平和條約の効力發生と同時に、日本國は、「國際連合がこの憲章に従つてとるいかなる行動についてもあらゆる援助」を國際連合に與えることを要求する國際連合憲章第二條に掲げる義務を引き受けることになりました。

われわれの知るとおり、武力侵略が朝鮮に起りました。これに對して、國際連合及びその加盟國は、行動をとつています。千九百五十年七月七日の安全保障理事會決議に従つて、合衆國の下に國際連合統一司令部が設置され、總會は千九百五十一年二月一日の決議によつて、すべての國及び當局に對して、國際連合の行動にあらゆる援助を與えるよう、且つ侵略者にいかなる援助を與えることも慎むように要請しました。連合國最高司令官の承認を得て、日本國は、施設及び役務を國際連合加盟國でその軍隊が國

際連合の行動に参加しているものの用に供することによつて、國際連合の行動に重要な援助を從來與えてきましたし、また、現に與えています。

將來は定まつておらず、不幸にして、國際連合の行動を支持するための日本國における施設及び役務の必要が繼續し、又は再び生ずるかもしれませんで、本長官は、平和條約の効力の發生の後に一又は二以上の國際連合加盟國の軍隊が極東における國際連合の行動に従事する場合には、當該一又は二以上の加盟國がこのような國際連合の行動に従事する軍隊を日本國內及びその附近において支持することを日本國が許し且つ容易にすること、また、日本の施設及び役務の使用に伴う費用が現在どおりには日本國と當該國際連合加盟國との間で別に合意されたとおりに負擔されることを、貴國政府に代つて確認されれば幸であります。合衆國に關する限りは、合衆國と日本國との間の安全保障條約の實施細目を定める行政協定に従つて合衆國に供與されるところをこえる施設及び役務の使用は、現在どおりに、合衆國の負擔においてなされるものであります。

本長官は、貴大臣に敬意を表します。

千九百五十一年九月八日

日本國內閣總理大臣 吉田茂殿

(譯文)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、貴長官が次のように通報された本日付の貴簡を受領したことを確認する光榮を有します。

本日署名された平和條約の効力發生と同時に、日本國は、「國際連合がこの憲章に従つてとるいかなる行動についてもあらゆる援助」を國際連合に與えることを要求する國際連合憲章第二條に掲げる義務を引き受けることになりました。

われわれの知るとおり、武力侵略が朝鮮に起りました。これに對して、國際連合及びその加盟國は、行動をとつています。千九百五十年七月七日の安全保障理事會決議に従つて、合衆國の下に國際連合統一司令部が設置

デイーン・アチソン

され、總會は、千九百五十一年二月一日の決議によつて、すべての國及び當局に對して、國際連合の行動にあらゆる援助を與えるよう、且つ、侵略者に如何なる援助を與えることを慎むように要請しました。連合國最高司令官の承認を得て、日本國は、施設及び役務を國際連合加盟國でその軍隊が國際連合の行動に参加しているものの用に供することによつて、國際連合の行動に重要な援助を從來與えてきましたし、また、現に與えています。將來は定まつておらず、不幸にして、國際連合の行動を支持するための日本國における施設及び役務の必要が繼續し、又は再び生ずるかもしれませんが、本長官は、平和條約の効力發生の後には二以上の國際連合加盟國の軍隊が極東における國際連合の行動に従事する場合には、當核一又は二以上の加盟國がこのような國際連合の行動に従事する軍隊を日本國內及びその附近において支持することを日本國が許し且つ容易にすること、また、日本の施設及び役務の使用に伴う費用が現在どおりには日本國と當該國際連合加盟國との間で別に合意されるところに負擔されることを、貴國政府に代つて確認されれば幸であります。合衆國に關する限りは、合衆國と日本國との間の安全保障條約の實施細目を定める行政協定に従つて合衆國に供與されるところをこえる施設及び役務の使用は現在どおりに、合衆國の負擔においてなされるものであります。

本大臣は、貴簡の内容を充分に了承した上で、政府に代つて、平和條約の効力發生の後には二以上の國際連合加盟國の軍隊が極東における國際連合の行動に従事する場合には、當該一又は二以上の加盟國がこのような國際連合の行動に従事する軍隊を日本國內及びその附近において支持することを日本國が許し且つ容易にすること、また、日本の施設及び役務の使用に伴う費用が現在どおりには日本國と當該國際連合加盟國との間で別に合意されるところに負擔されることを、確認する光榮を有します。合衆國に關する限りは、日本國と合衆國との間の安全保障條約の實施細目を定める行政協定に従つて合衆國に供與されるところをこえる施設及び役務の使用は現在どおりに、合衆國の負擔においてなされるものであります。

本大臣は、貴長官に敬意を表します。
千九百五十一年九月八日

日本國內閣總理大臣
外務大臣

吉田

茂

アメリカ合衆國國務長官デイン・ブチソン殿



圖書室便り

◎新購入圖書紹介

圖書名

著者

政治經濟新語小辭典
P Rの基礎知識
民主主義精神の探究
人事管理ハンドブック
基本的人權
經濟學の哲學的背景
經濟生活の本質
一般統計學
事業經營と人事管理
動作時間標準法
日本資本主義發達史
日本における資本主義の發達(上)
一般社會新研究
經濟學說の展開
社會科學と人間革命
社會的人間論
價值と資本 I
アスピリン、エイジ II
近代國家における自由
景氣循環論
チャタレイ夫人の戀人に
關する公判ノート

伊達 宗雄
佐々木 吉郎
藤原 守胤
野田 信夫
鈴木 安藏
馬場 啓之助
大泉 行雄
中川 友長
本多 元吉
上田 武人
野呂 榮太郎
榊 西光速
木村 茂夫
高田 保馬
高島 善哉
清水 幾太郎
J.R. ヒックス
I. レイトン
H.J. ラスキ
J.R. ヒックス
小澤 武二

地方自治法逐條解義
財政學上、下
空想から科學への社會主義の發展
マルクス經濟學の擁護
裁判史話
金融經濟論
産業文明における人間問題
平和のちがい
さよりなら日本
人間教育
經濟發展と資本蓄積
戦後風雲錄
法における常識
これからの日本
レクリエーション辭典
比較新聞學
日本經濟史序説
地方公務員の公平制度
國民所得と資源
經營の内部關係と外部關係
私の信條
世渡りの秘訣
新日本何處へ往くか
世界はひとつ
ソヴィエト・ロシアの對外政策
社會主義經濟建設論 上
中國新民主義革命史
人間と社會
和英財政經濟用語集
資本主義の變貌とその將來
再軍備論

若林 仙二
中西 信三
エンゲルス
岡崎 武
瀧川 政次郎
小牧 正道
エルトン・メイヨー
末川 博
K.H. アプスハーゲン
龜井 勝一郎
鹽野谷 九十九
森 正藏
P.G. ヴィノグラドフ
湯川 洋藏
總合文化研究所
小山 榮三
野村 兼太郎
角田 禮次郎
市村 眞一
平井 泰太郎
鳩山 一郎
近藤 信緒
佐藤 定吉
スターリン
社會經濟調査所
石堂 清倫
胡 華
細野 武男
大藏省財務官室
土方 成美
小堀 甚二

共產主義への50の疑問
貿易爲替用語辭典
現代經濟學の展望、理論篇 I
資本主義の經濟理論
世界と日本
資本主義批判
日本勞働組合運動史
人使い名人傳
指導者の條件
失業の理論
社會主義經濟學の基本問題
新聞用語辭典
譯なき民のこえ
プロレタリアの倫理
理想的社會
ソ連參謀本部に生きて
日本教育の進展
地方自治六法
日本十進分類法
文化人名錄
スターリン、毛澤東、ネール
アメリカ哲學の源流
アメリカ哲學史
フランスの智慧
たましいの魔術
アインシュタイン
私はかく信ずる
宗教哲學
論理學
マルクス主義と宗教
天皇の研究

淡 徳三郎
東京銀行調査部
H.S. エリス
相澤 秀一
西岡 秀雄
吉澤 文男
末弘 嚴太郎
矢田 挿雲
村瀬 外一
A.C. ビグ
堀江 邑一
朝日新聞社
清水 幾太郎
柳田 謙十郎
武者小路實篤
イワン・クルイロフ
海後 宗臣
地方自治廳
森 清
著作權協議會
猪木 正道
今田 惠
H.G. タウンゼンド
F. ストロウスキー
E. シュフランガー
P. フランク
D.E. リリエンソール
カ ン ト
速水 滉
ベルデアエフ
田中 惣五郎

郵政統計月報	二五號	郵政省
簡易情報	六五、六六號	同
郵政	三卷・九號	同
北陸電通	二一號	電氣通信省
施設	三卷・八號	同
教育委員會月報	三卷・五號	文部省
勞働委員會月報	三〇五號	地方勞働委員會事務局
建設月報	八〇一〇號	建設省
北海道自治	九月號	北海道自治協會
道稅通信	十一月號	北海道稅務課
綠風時報	五八號	參議院綠風會
空知新報	九八〇一〇〇號	空知新報社
農家の友	十一月號	農業改良普及協會
魚と卵	九、十月號	北海道水產孵化場

昭和二十六年十一月二十日發行

北海道議會時報 第三卷 第二號

編集 北海道議會事務局調查課

發行 北海道議會事務局

電話② 一、八二〇番